

第2期常陸大宮市 子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

常陸大宮市

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子供を取り巻く環境が大きく変化し、虐待やいじめ、不登校といった深刻な問題が全国的に顕在化しています。

また、働き方改革が叫ばれ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートするなど、保育ニーズの多様化も進み、安心して子供を産み育てることができ、子育てに夢と希望を持てる環境づくりについて、より一層の取組が必要です。

このような状況を踏まえ、昨年度実施したアンケート調査等により頂いた皆様の貴重なご意見を参考に「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

全ての子供は、生まれてきた時から、それぞれ一人ひとりがかけがえない存在で、子供の健やかな成長は常陸大宮市にとって最大の財産であり、子供の育ちと子育てを支援することが未来への投資と考えます。

次の社会を担う子供一人ひとりが人間性を育み、社会へ参加・参画する主体となるよう、子供たちに関わる全ての関係者が一体となって、子供の成長と自立を支援・推進するよう、本計画を作成しました。

本計画では「第1期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」での基本理念等を引き継ぎ、一人ひとりの子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるよう「子育てをまち全体で支える体制をつくる」「安心して子供を産み育てられるまちをつくる」「子供を慈しむまちをつくる」を目標・基本施策としました。これには、社会に深刻な影響を与えている少子化の流れを変えていこうという多くの方々の思いが込められています。

今回の計画策定に当たり、ご尽力いただきました「常陸大宮市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などにご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

常陸大宮市長

三次 真一郎



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 統計データからみた現状と課題	5
2 子ども・子育て支援事業の現状	14
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	18
1 計画の基本的な考え方	18
2 施策の体系	22
第4章 子ども・子育て支援策の展開	23
目標1 子ども・子育てをまち全体で支える体制をつくる	23
目標2 安心して子供を産み育てられるまちをつくる	25
目標3 子供を慈しむまちをつくる	27
第5章 子ども・子育て支援事業	28
1 事業量の推計	28
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策など	32
3 放課後対策の総合的推進（新・放課後子ども総合プラン）	43
第6章 公立幼稚園及び公立保育所の今後の在り方について	46
1 公立幼稚園・保育所の現状について	46
2 公立幼稚園・保育所の今後の在り方と再編の方向性	51
第7章 計画の推進体制	54
1 計画の推進体制	54
2 進捗状況の管理	54
資料編	55
1 アンケート調査結果の概要	55
2 常陸大宮市子ども・子育て会議条例	82
3 委員名簿	84

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化など、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化など、子供と家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成28（2016）年4月、令和元（2019）年10月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行などが行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

常陸大宮市（以下「本市」という。）においては、平成22（2010）年度に策定した「常陸大宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を平成27（2015）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本市では、「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析などを行った上で、本市の最上位計画である「常陸大宮市総合計画」などとの整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、以下の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子供の貧困対策

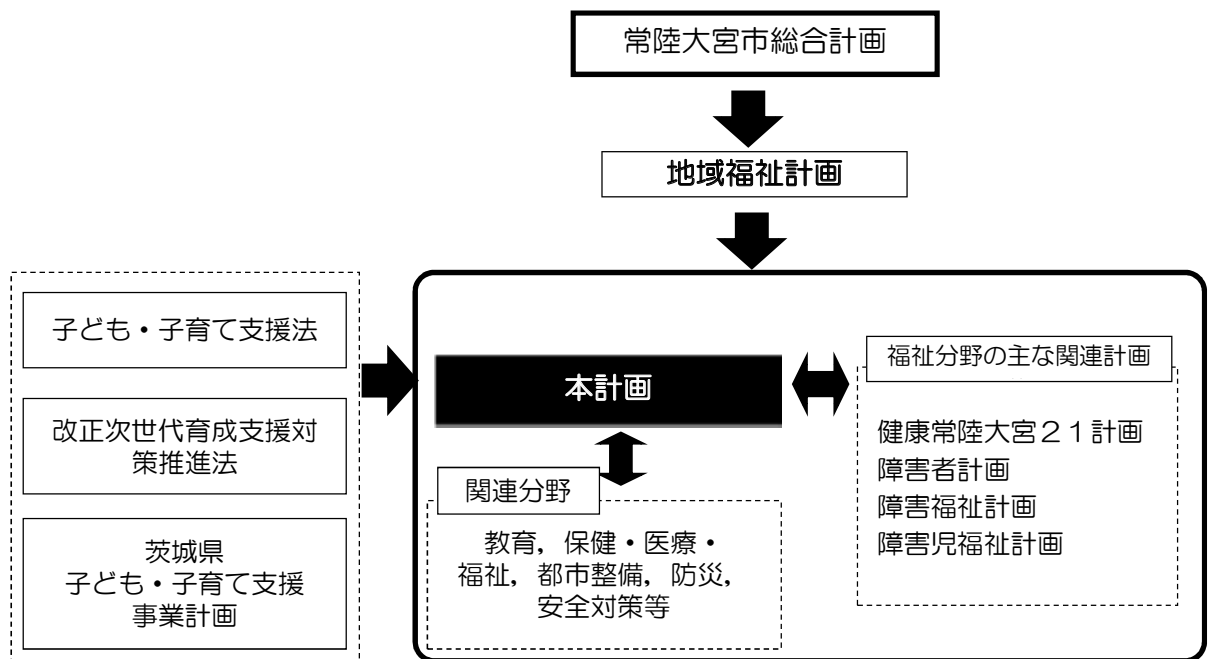
国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策に関する大綱」の制定を踏まえ、本市の子供の貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

（２）他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「ひたちおおみや未来創造ビジョン（常陸大宮市総合計画）」を上位計画とし、本市における児童福祉，母子保健・医療，教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また，市の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

本計画は，子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり，住民をはじめ，保育所，幼稚園，事業者，関係団体，行政がそれぞれの立場において，子供の育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制と策定の経緯

〔アンケート調査の実施〕

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者に対し、「子育て支援ニーズ調査」を平成31（2019）年1月に実施しました。

〔常陸大宮市子ども・子育て会議の開催〕

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成される「常陸大宮市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

〔パブリックコメントの実施〕

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

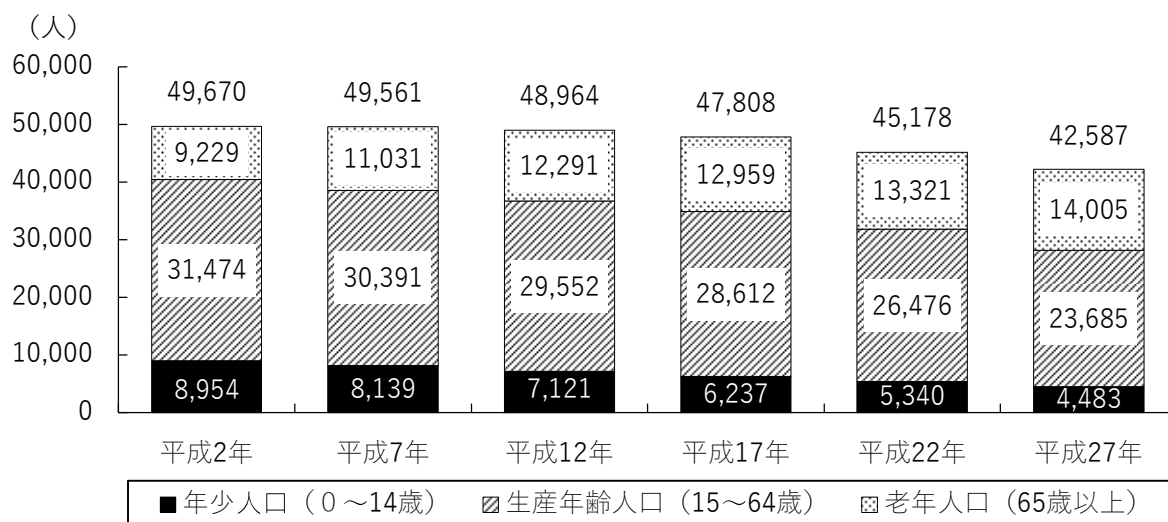
1 統計データからみた現状と課題

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成2年から緩やかな減少が続き、平成17年には47,808人でしたが、その後大きく減少、平成27年には42,587人となり、25年間で約7千人減少しています。また、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）は平成2年の8,954人でしたが、5年ごとに1千人程度減少しており、平成27年には4,483人と、25年間で約半数に減少しています。

年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下が続き、老年人口（65歳以上）は上昇が続いています。

図表 年齢3区分別の人口の推移

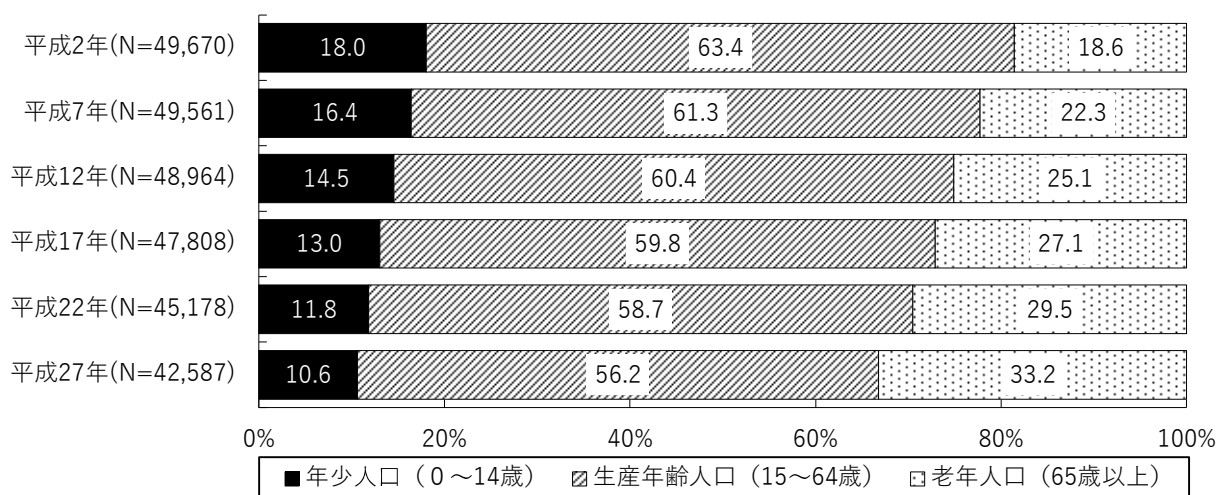


※平成2年～平成12年は、大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村の合計より算出。以下同様

※人口総数は年齢不詳を含むため、年齢区分別の人口の合計値とは一致しない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 年齢3区分別人口構成比の推移



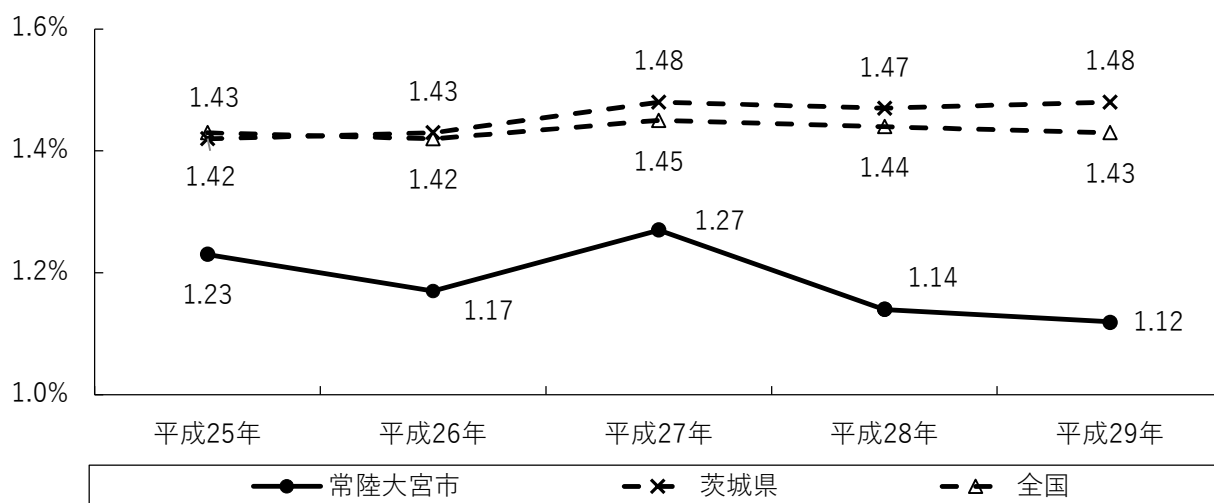
※比率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。以下同様

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（２）出生などの状況

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子供の数）の推移をみると、平成27年には1.27に増加していますが、平成28年以降は低下傾向にあります。

図表 合計特殊出生率の推移



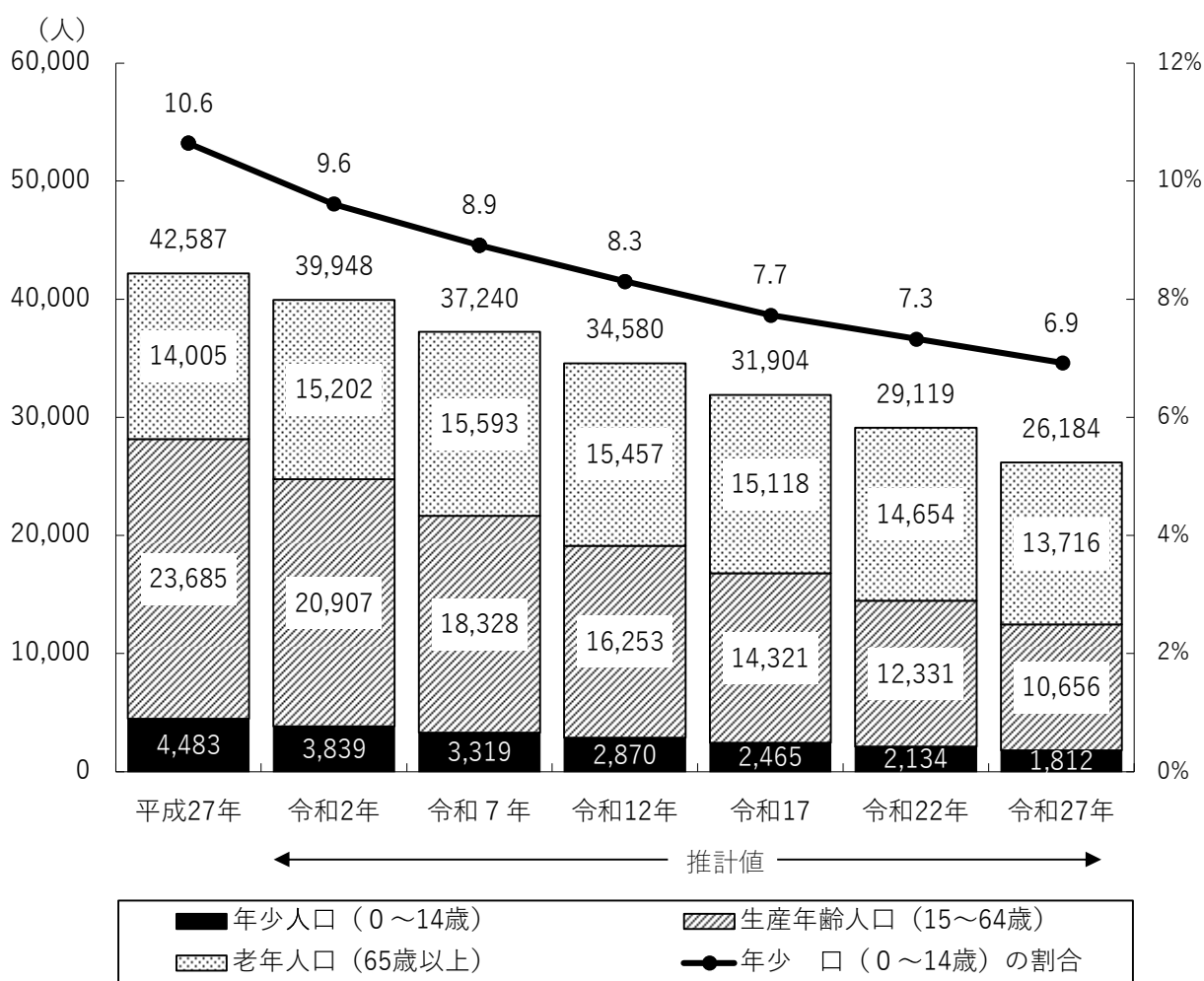
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(3) 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は減少が続き、令和2年(2020)には4万人を下回り、令和12年(2030)には、総人口が34,580人と、平成27年と比べて約8千人(約19%)減少すると推計されています。

年少人口(0～14歳)の割合は、減少傾向が続き、平成27年(2015)の4,483人(10.6%)から令和12年には2,870人(8.3%)と、15年間で約1,500人(2.3ポイント)減少すると見込まれます。

図表 年齢3区分別人口推計



※平成27年の年齢別区分人口は国勢調査結果の年齢不詳を補正した人口

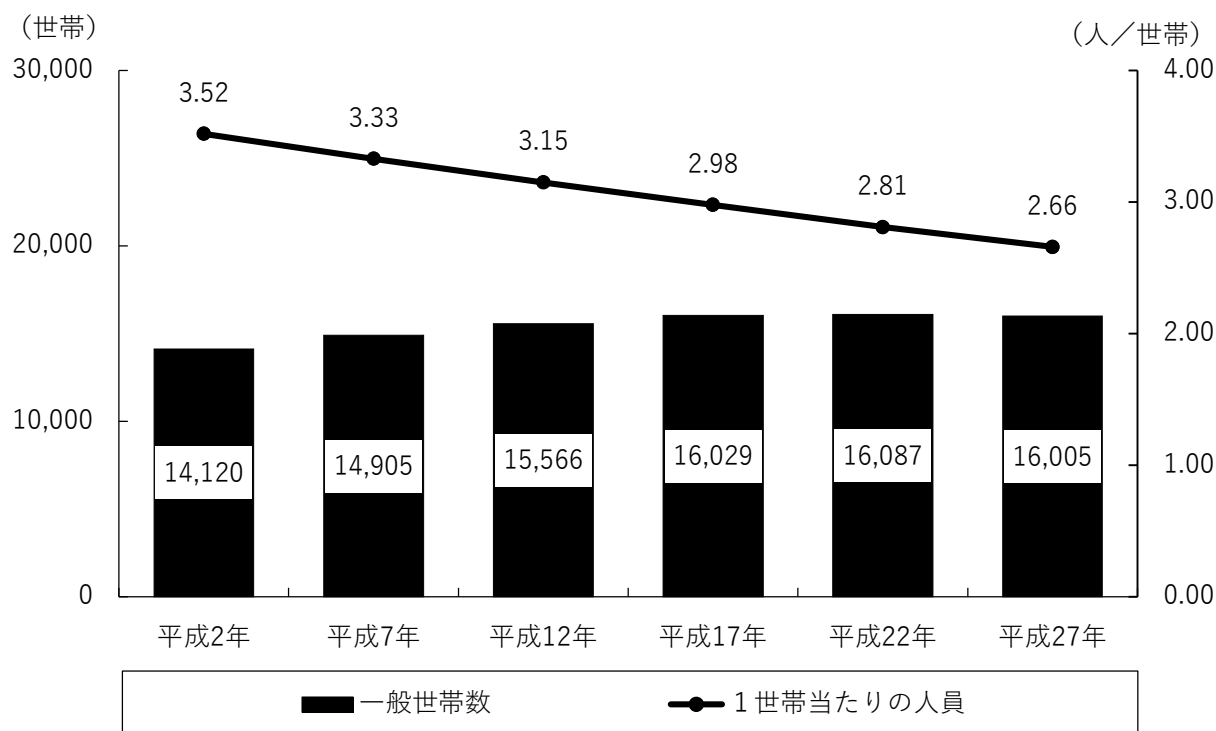
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計）

（４）世帯の状況

①世帯数の推移

一般世帯数は、平成２年から平成２２年まで増加し続けていましたが、平成２２年から平成２７年は減少に転じています。「１世帯当たりの人員」は減少を続けており、平成２年には３.５２人／世帯でしたが、平成１７年には３人を下回り、平成２７年には２.６６人／世帯となっています。

図表 一般世帯数と平均世帯人員の推移



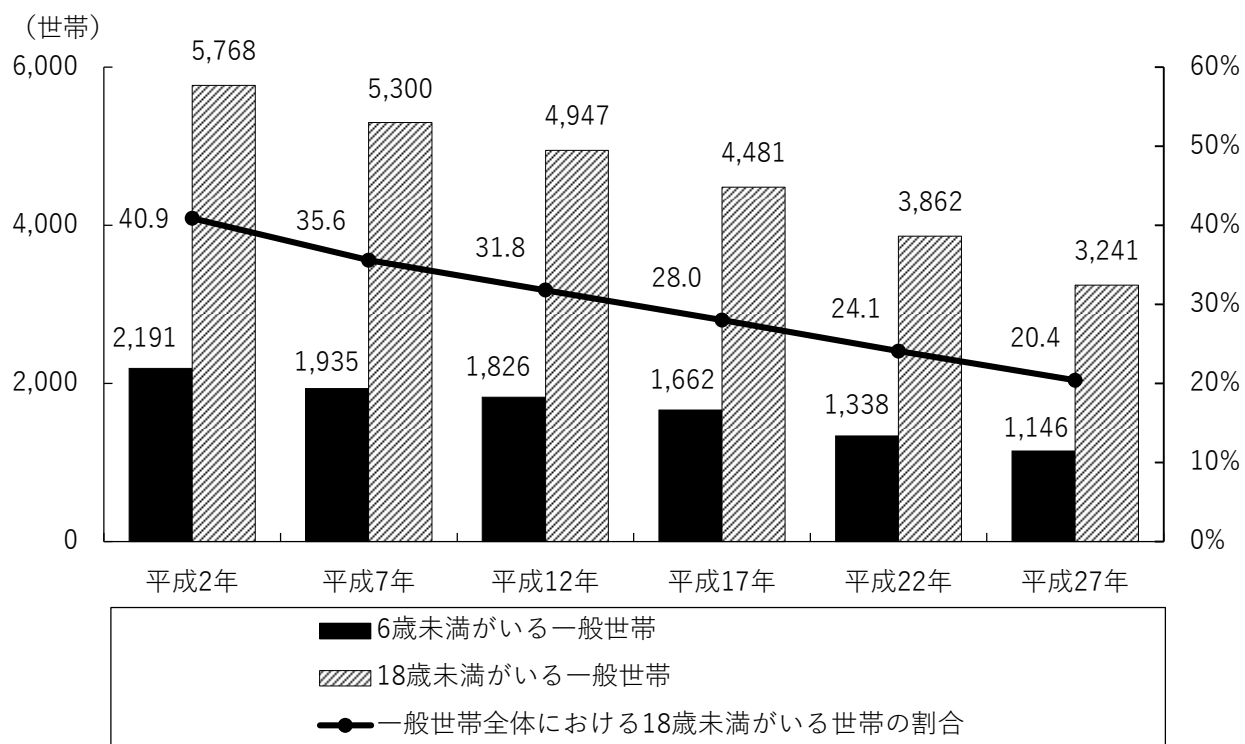
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②18 歳未満がいる一般世帯数の推移

18 歳未満がいる一般世帯についてみると、平成 27 年は「6歳未満がいる一般世帯」が 1,146 世帯、「18 歳未満がいる一般世帯」が 3,241 世帯で、ともに減少傾向にあります。

また、一般世帯全体における「18 歳未満がいる一般世帯」の割合は、平成 2 年は 40.9%でしたが、平成 27 年は 20.4%と半分以上に低下しています。

図表 18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移



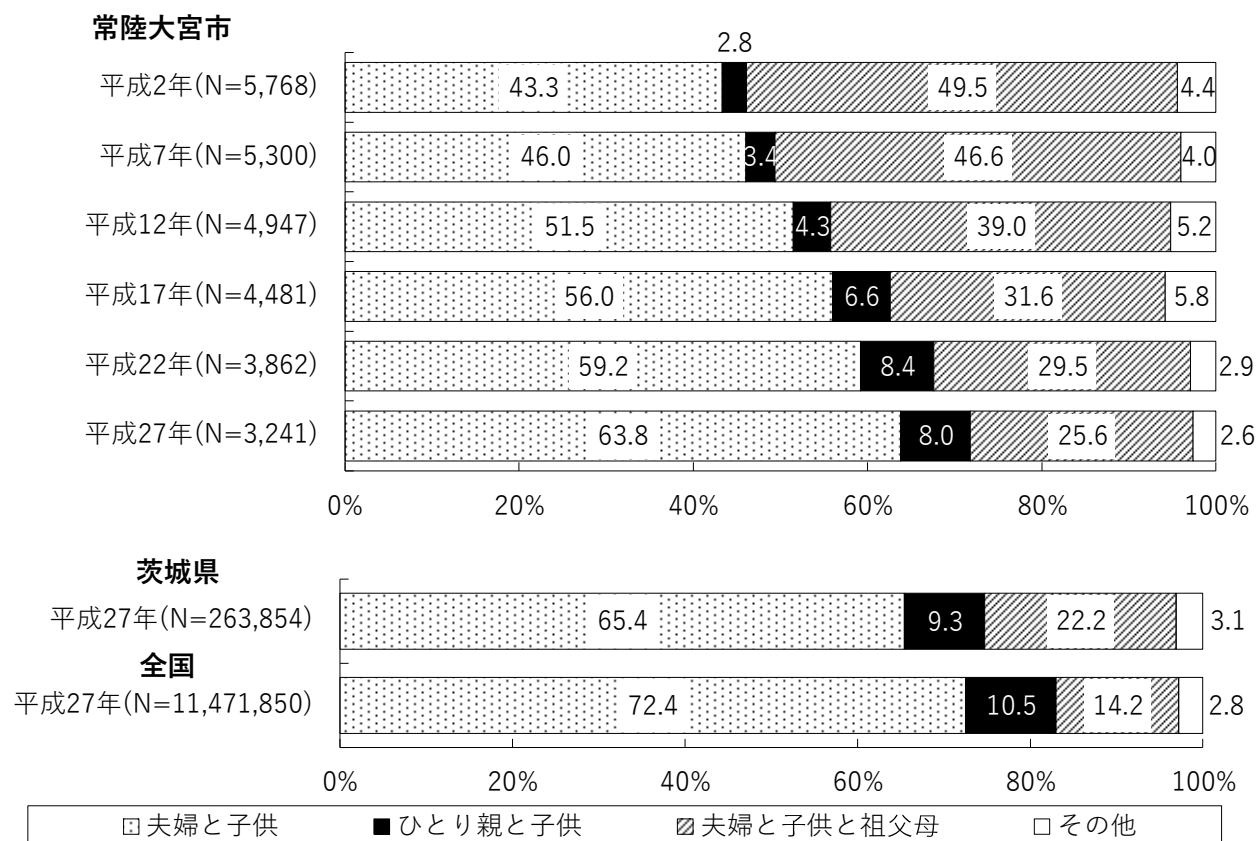
※18 歳未満がいる一般世帯：6 歳未満がいる一般世帯を含む。

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③世帯類型の推移

18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、平成7年以降、「夫婦と子供と祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子供」の割合が増加しています。「ひとり親と子供」の割合は増加傾向にあり、平成2年は2.8%でしたが、平成27年は8.0%となっています。なお、茨城県平均(9.3%)、全国平均(10.5%)よりも低い割合となっています。

図表 世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）



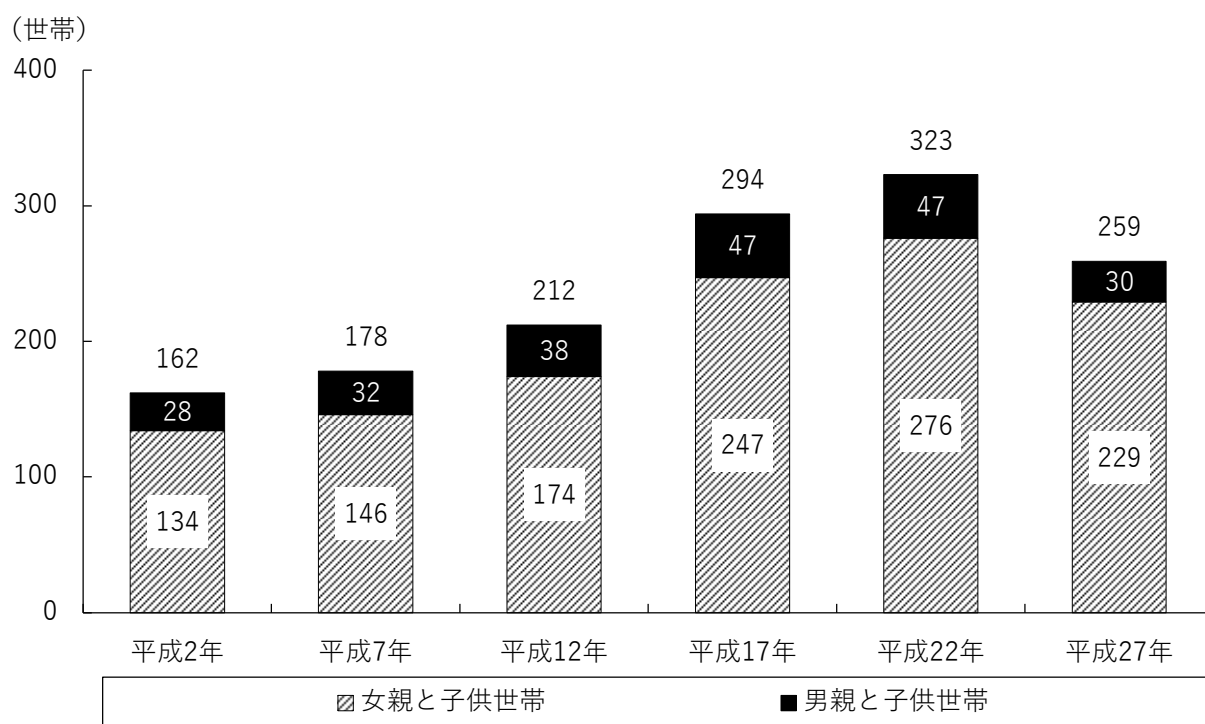
※「ひとり親と子供」世帯：「男親と子供からなる世帯」と「女親と子供からなる世帯」の合計

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親と子供世帯の状況

ひとり親と子供世帯（18歳未満がいる一般世帯）の世帯数は、平成2年以降増加傾向にあり、平成22年には「男親と子供世帯」が47世帯、「女親と子供世帯」が276世帯となっていました。平成27年には減少し、「男親と子供世帯」が30世帯、「女親と子供世帯」が229世帯となっています。

図表 ひとり親と子供世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移



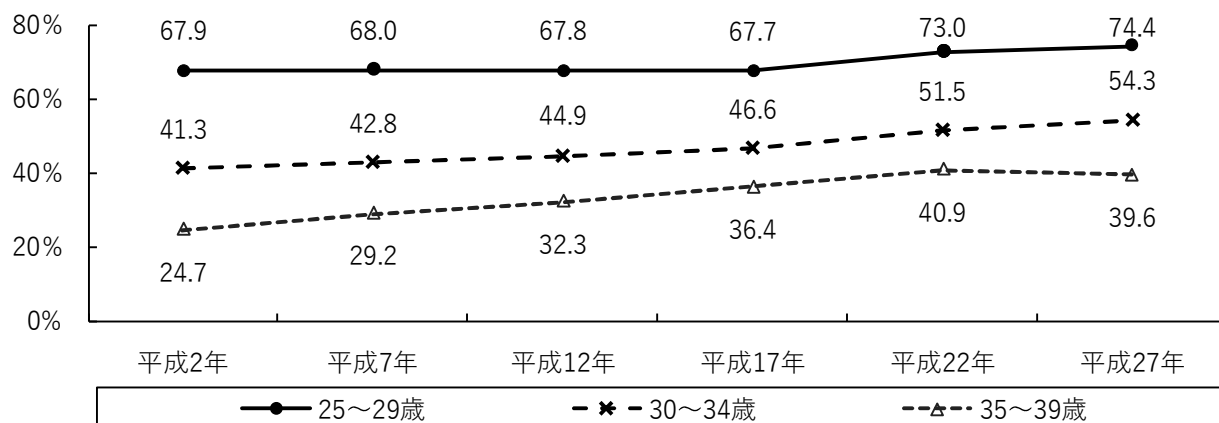
※男親（女親）と子供世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（５）未婚の状況

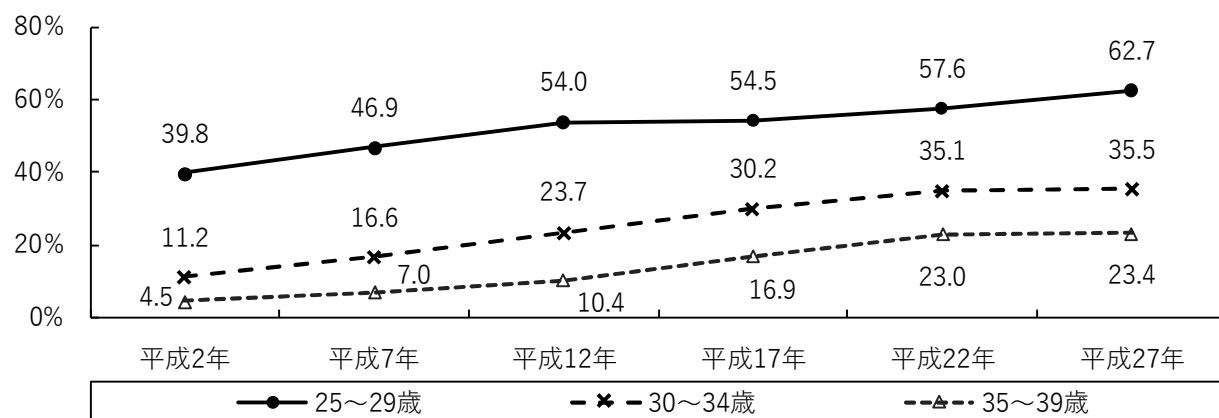
少子化をもたらす背景の一つに晩婚・未婚化が挙げられますが、35～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別でみると、平成2年では男性が24.7%，女性が4.5%でしたが、平成27年には男性が39.6%，女性が23.4%となっています。男性については、平成22年の40.9%より若干低下していますが、女性については平成22年の23.0%より続けて増加しています。

図表 未婚率の推移 男性（25～39歳）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 未婚率の推移 女性（25～39歳）

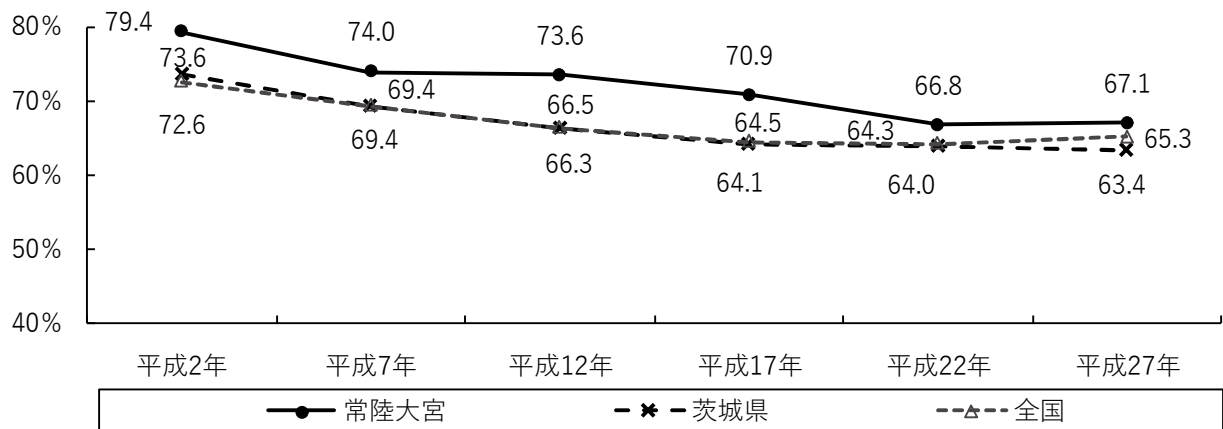


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

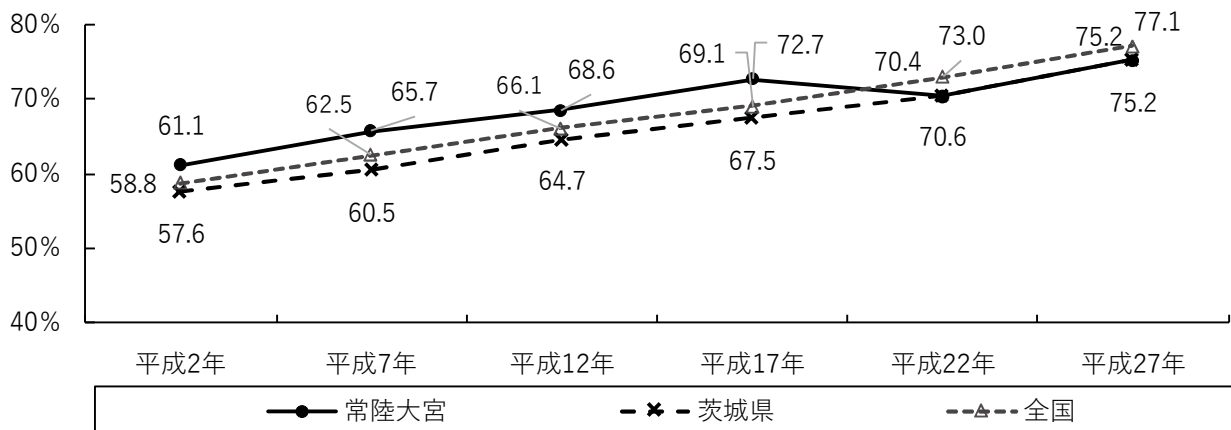
(6) 就労状況

女性の就業率の推移をみると、25～29歳、30～34歳は増加傾向にある一方で、20～24歳は低下傾向で推移していましたが、平成27年は若干増加に転じています。全国、茨城県と比較すると、各年齢区分ともに本市がやや高い値で推移していましたが、平成22年以降、25～29歳の値は同程度になっています。

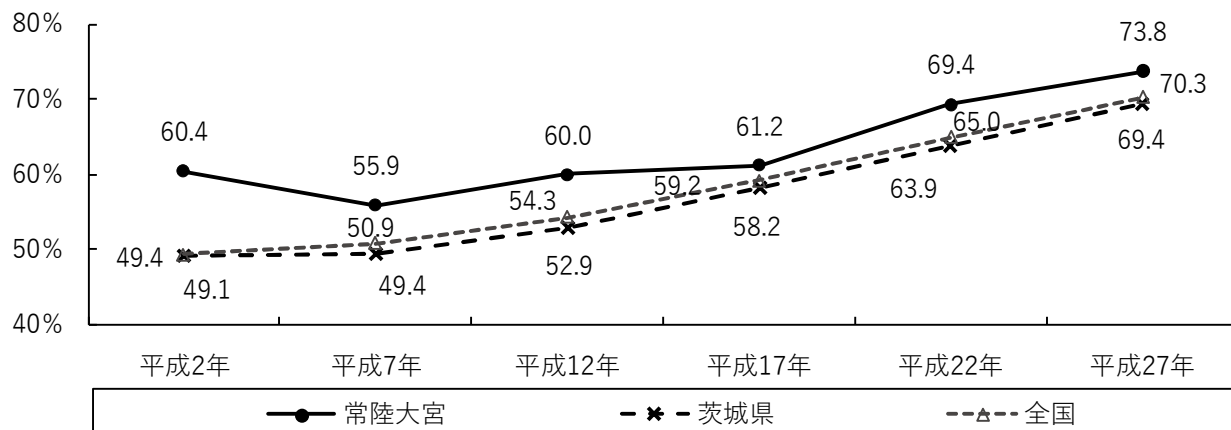
図表 女性就業率（20～24歳）



図表 女性就業率（25～29歳）



図表 女性就業率（30～34歳）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 子ども・子育て支援事業の現状

(1) 子ども・子育て支援事業（教育・保育サービス）の利用の現況

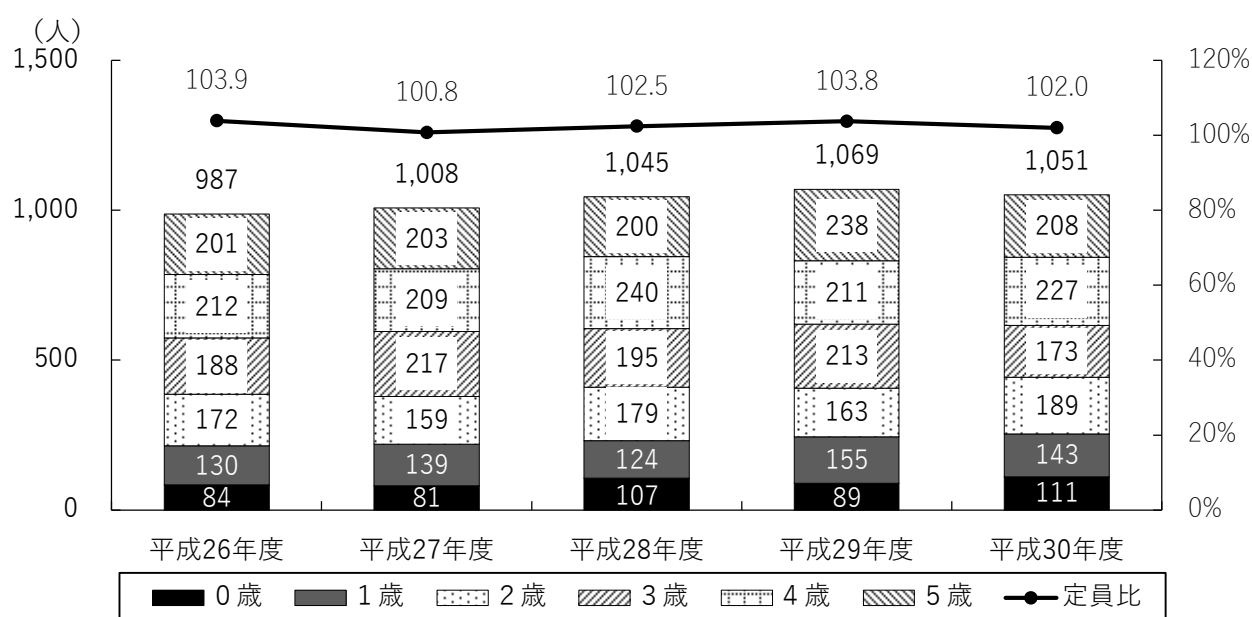
①保育所及び幼稚園の利用状況の推移

保育所の利用者数は、微増傾向にあり、1,050 人前後で推移しています。また、幼稚園の利用者数は、減少傾向にあり、150 人前後で推移しています。

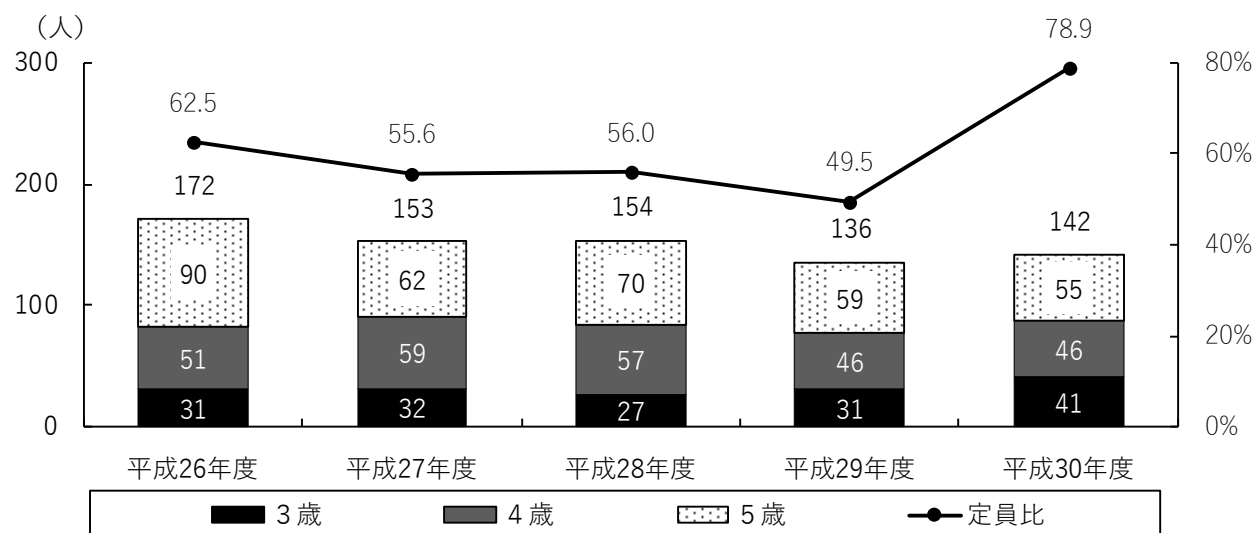
保育所利用者数の定員に対する比率は、一部定員割れを起こしている施設もありますが、全体的には 100%超で推移しています。一方幼稚園は、定員割れが続いている状態です。

※平成 30 年度に幼稚園の定員を削減したため、一時的に比率が増加しています。

図表 保育所の利用状況の推移



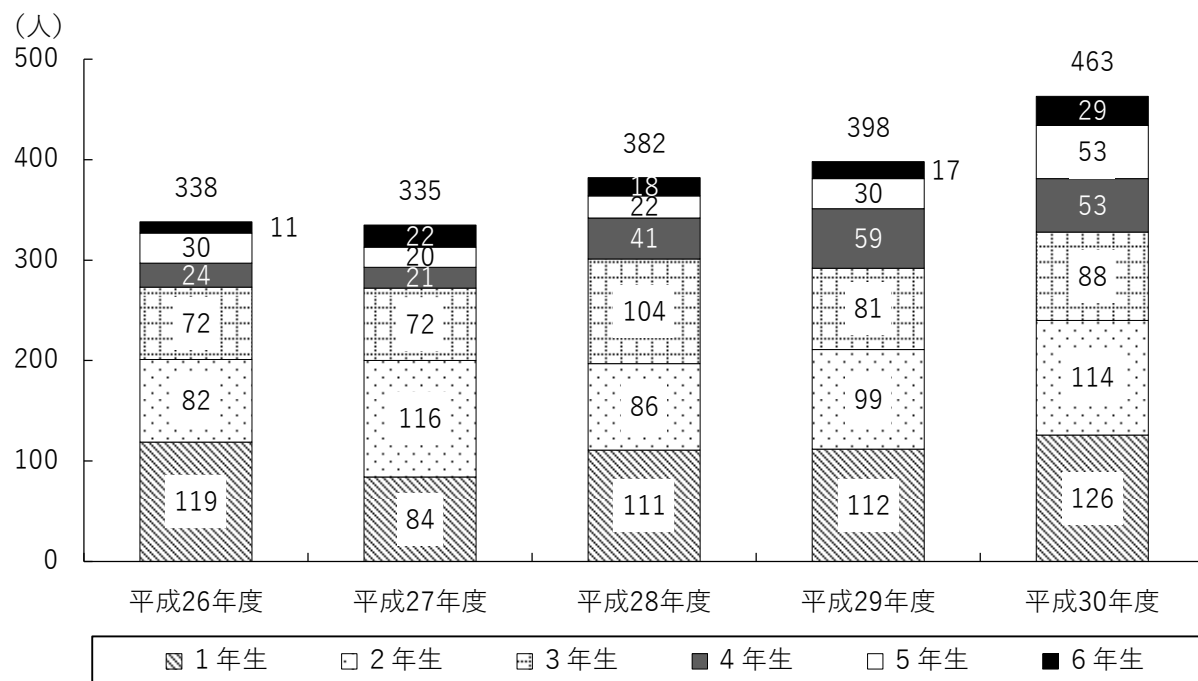
図表 幼稚園の利用状況の推移



②放課後児童クラブの利用者数の推移

放課後児童クラブの利用者数は、増加傾向にあり、平成30年度は463人となっています。

図表 放課後児童クラブ



(2)「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」の取組状況

①幼児期の学校教育・保育

「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 幼児期の学校教育・保育（3歳以上の子供）の目標と実績

(単位：人)

		平成 30 年度	
		第 1 期計画目標	実績（平成 30 年度）
1 号認定	幼稚園，認定こども園	220	128
	新制度に移行しない幼稚園	0	0
2 号認定	教育ニーズ（幼稚園，認定こども園）	50	0
	保育ニーズ（保育所，認定こども園）	560	601

図表 幼児期の学校教育・保育（3歳未満の子供）の目標と実績

(単位：人)

		平成 30 年度	
		第 1 期計画目標	実績（平成 30 年度）
3 号認定	保育所	415	286
	地域型保育事業	15	22

②地域子ども・子育て支援事業

「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

(単位：人、か所、件)

			平成 30 年度	
			第 1 期計画目標	実績（平成 30 年度）
延長保育事業 （時間外保育事業）	延べ人数		390	239
	実施箇所数		12	12
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	登録者数		505	463
	クラブ数		13	12
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	延べ利用者数		12, 395	16, 644
	実施箇所数		7	7
一時預かり事業 （在園児対象）	幼稚園型	延べ人数	7, 163	2, 821
		実施箇所数	4	4
一時預かり事業（その他）	一時預かり	延べ人数	2, 600	966
		実施箇所数	12	12
	ファミリー・サポート・センター	延べ人数	20	27
		実施箇所数	1	1
病児保育事業 （病児・病後児保育事業）	病児保育事業	延べ人数	290	282
		実施箇所数	1	3
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）	延べ人数		12	2
	実施箇所数		1	1
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）			1	1
妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診） （対象者数）			219	185
乳児家庭全戸訪問事業（対象者数）			225	226
養育支援訪問事業など（訪問家庭件数）			12	13

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

本市での、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな変化や違いはないことから、「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」の理念や目標を引き継ぐものとします。

(1) 基本理念

1. 将来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長できるよう、愛情豊かな環境づくりを目指します。
2. 安心して子供を産み育てることができ、それを社会全体で祝福できるような環境づくりを目指します。
3. 子育ての意義と喜びを実感でき、それを社会全体で支援できるような環境づくりを目指します。

（２）計画の基本的視点

①子供の視点

本計画の推進に当たっては、子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取組が必要です。

②次代の親づくりという視点

子供は次代の親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子供の健全育成のための取組が必要です。

③サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行などの社会環境の変化、市民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者ニーズの多様化など、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

④社会全体による支援の視点

子育て育成支援は、父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を推進します。

⑤仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しにより、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する市民の希望を実現することになります。このような地域社会を構築できるように、行政をはじめ企業などの関係者が、創意工夫して事業を展開します。

⑥全ての子供と家庭への支援の視点

子育て育成支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広く全ての子供と家庭への支援という観点から推進することが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子供の人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「全ての子供と家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

本計画の推進に当たっては、様々な地域活動団体や森林などの豊かな自然環境、地域に受け継がれる伝統文化などもあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取組を推進します。また、保育所や学校施設などをはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

⑧サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進める必要があります。

⑨地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本市の特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

⑩父親、母親及び家庭の役割という視点

父親、母親及び家庭の在り方は、子供の人格形成において多大な影響を与えるものであり、それぞれの役割を認識の上、豊かな人間性の育成のための取組を進める必要があります。

（３）計画の目標・基本施策

基本理念を実現するために、基本的視点やアンケート調査結果を踏まえて、「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、次の３つの目標を設定し、施策を推進します。

◆目標１ 子育てをまち全体で支える体制をつくる

経済的に困難を抱える家庭や、障害のある子供、多様な文化を持つ子供など、全ての子供と家庭を対象に、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスをきめ細かく実施し、誰もが子育ての喜びを実感できるように施策の充実を図ります。平成 30 年度からは障害児福祉サービスの提供等を示した障害児福祉計画に基づく、各種施策を推進しています。また、本市においては、保育所において、保育を必要とする心身に障害のある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行っています。

基本施策（１）：地域における子育て支援

基本施策（２）：要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

◆目標２ 安心して子供を産み育てられるまちをつくる

仕事と家庭生活の調和を実現できるように、親の意識改革とともに職場環境づくりを促進します。

また、子供たちが交通事故や犯罪の危険に遭わないように、生活環境・教育環境の整備・充実を目指して、明るく住みよい地域づくりを住民と地域、市が協働で推進します。

基本施策（１）：職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策（２）：子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策（３）：子育てを支援する生活環境の整備、子供等の安全の確保

◆目標３ 子供を慈しむまちをつくる

安心して子供を産み、育てることができるように、母子保健事業を中核にして子供と親の健康づくりを支援します。

また、食育の推進による人間形成、思春期における悩みや不安に対する保健対策など次代の親となる世代の育成を図ります。

基本施策（１）：母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進

基本施策（２）：新しく親となる世代の育み

2 施策の体系

目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

【基本施策】	【個別施策】
(1) 地域における子育て支援	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援情報の提供とネットワークづくり ④ 児童・生徒の健全育成 ⑤ 多様な文化を持った子供と家庭への支援
(2) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② ひとり親家庭の自立支援の推進 ③ 障害児施策の充実 ④ 経済的困難を抱える家庭への支援

目標2 安心して子供を産み育てられるまちをつくる

(1) 職業生活と家庭生活との両立の推進	① 仕事と子育ての両立の推進
(2) 子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 子供の生きる力の育成に向けた教育内容の充実 ② 家庭や地域の教育力の向上 ③ 子供を取り巻く有害環境対策の推進
(3) 子育てを支援する生活環境の整備、子供等の安全の確保	① 良好な居住環境・住宅の確保 ② 安全な道路交通環境の整備や子供の交通安全の確保 ③ 安心して外出できる環境の整備 ④ 子供が犯罪の被害に遭わない安全・安心まちづくりの推進

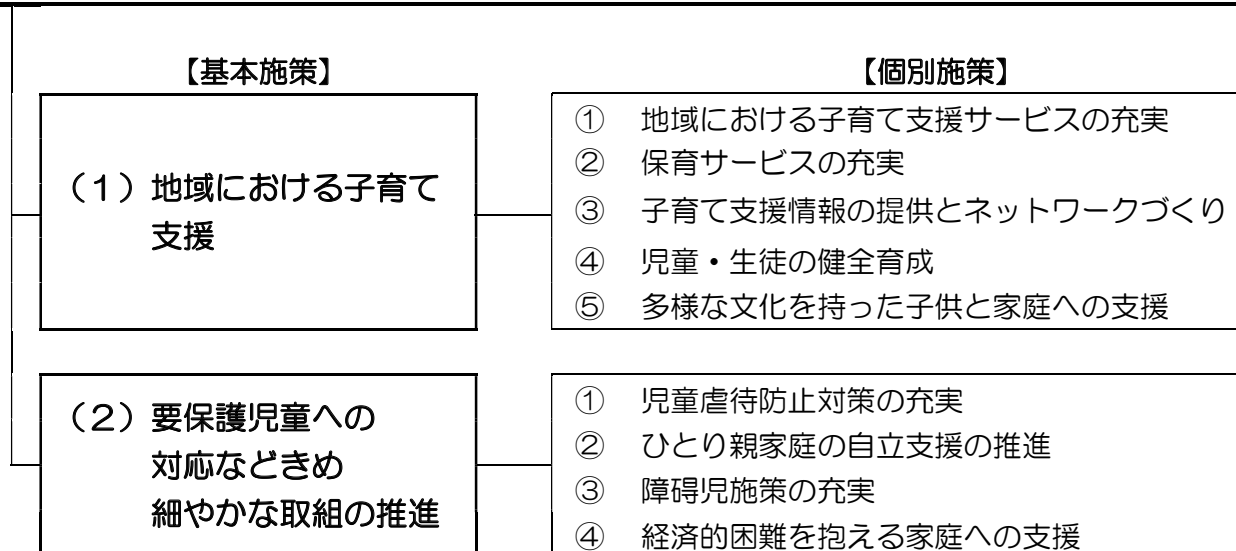
目標3 子供を慈しむまちをつくる

(1) 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進	① 子供や母親の健康の確保 ② 「食育」の推進 ③ 小児医療の充実
(2) 新しく親となる世代の育み	① 思春期保健対策の充実 ② 次代の親の育成

第4章 子ども・子育て支援策の展開

目標1 子ども・子育てをまち全体で支える体制をつくる

全ての子供と家庭を対象に、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスをきめ細かく実施し、誰もが子育ての喜びを実感できるように施策の充実を図ります。



(1) 地域における子育て支援

①地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援施設として各地域の保育所・幼稚園の充実を図るとともに、職員の資質向上を図ります。また、各種子育て支援事業や子育てに関わる情報提供、相談支援などの充実を図ります。

②保育サービスの充実

子育てに伴う多様な保育ニーズに対応するため、きめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

③子育て支援情報の提供とネットワークづくり

パンフレットやSNSなどを活用し、子育てに関する情報を分かりやすく提供するとともに、サークルなどの支援を行います。

④児童・生徒の健全育成

児童の健全育成にとって、放課後や長期の休業時における遊びやスポーツ活動、社会的な体験や自然とのふれあいなど、日常の学校生活だけでは得られない場や機会を提供するとともに、全ての児童が、放課後に安心して豊かな生活と活動ができるように努めます。

⑤多様な文化を持った子供と家庭への支援

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域を踏まえつつ、本市で安心して出産や子育てができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。

（２）要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止活動については、「発生予防」事業、「啓発」事業、関係者によるネットワーク「要保護児童対策地域協議会」の活動などの充実を図り、地域住民の協力を仰ぎ、児童虐待を防止・根絶する方向に向けて事業を推進していきます。また、関係機関と情報共有を行い、早期解決に努めます。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、きめ細かい相談事業や経済的支援事業の充実を図るとともに、経済的自立に向けた環境整備に努めます。

③障害児施策の充実

障害のある児童に対する施策として、障害の早期発見・早期療育を基本とした乳幼児健診などの体制整備に努めるとともに、就学前の障害のある児童については、保育所や幼稚園での受入れ、就学時期では、児童の状況に即した適切な就学相談による対応、特別支援教育を推進します。

④経済的困難を抱える家庭への支援

経済的困難を抱える家庭への支援については、関係機関と連携してネットワークを構築、相談などの支援を推進するとともに、状況の把握に努め、学習支援など、必要な施策の展開を図ります。

目標２ 安心して子供を産み育てられるまちをつくる

仕事と家庭生活の調和を実現できるように、親の意識改革とともに職場環境づくりを促進します。

また、子供たちが交通事故や犯罪の危険に遭わないように、生活環境・教育環境の整備・充実を目指して、明るく住みよい地域づくりを住民と地域、市が協働で推進します。

【基本施策】	【個別施策】
(１) 職業生活と家庭生活との両立の推進	① 仕事と子育ての両立の推進
(２) 子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 子供の生きる力の育成に向けた教育内容の充実 ② 家庭や地域の教育力の向上 ③ 子供を取り巻く有害環境対策の推進
(３) 子育てを支援する生活環境の整備、子供等の安全の確保	① 良好な居住環境・住宅の確保 ② 安全な道路交通環境の整備や子供の交通安全の確保 ③ 安心して外出できる環境の整備 ④ 子供が犯罪の被害に遭わない安全・安心まちづくりの推進

(１) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①仕事と子育ての両立の推進

保育サービスをはじめ各種の子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを含めた家庭生活と仕事との調和（ワーク・ライフ・バランス）や、性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、職場や家庭への広報・啓発・学習機会の充実を図ります。

(２) 子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①子供の生きる力の育成に向けた教育内容の充実

次代の担い手である子供が個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の環境等の整備や、教育などの推進に努めます。

②家庭や地域の教育力の向上

子供を地域全体で育てる観点から、学校及び地域との連携の下に、地域における教育力を総合的に高めるように図り、より良い家庭教育を目指します。

③子供を取り巻く有害環境対策の推進

「茨城県青少年のための環境整備条例」など法的規制措置の遵守促進とともに、青少年団体や関係機関、PTA、ボランティア等地域住民との連携・協力により、優良な地域環境づくりを推進します。

（３）子育てを支援する生活環境の整備，子供等の安全の確保

①良好な居住環境・住宅の確保

子供や子育て中の親子などが，身近な地域において，安心して遊び，過ごせるように公園や遊び場の維持・保全を図るとともに，児童公園など全ての子供が安心して遊べる施設の整備について検討し，安全で快適な居住空間を確保できるように住宅政策を推進します。

②安全な道路交通環境の整備や子供の交通安全の確保

子供を交通事故から守るため，保育所・幼稚園，学校，関係民間団体や警察との連携・協力体制の強化を図り，交通事故防止対策を推進します。また，保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため，警察・道路管理者等と協議しキッズ・ゾーンの設定を推進します。

③安心して外出できる環境の整備

妊産婦などが安心して外出できるように，赤ちゃんの駅の設置推進など子育て世代にやさしいまちづくりを推進します。

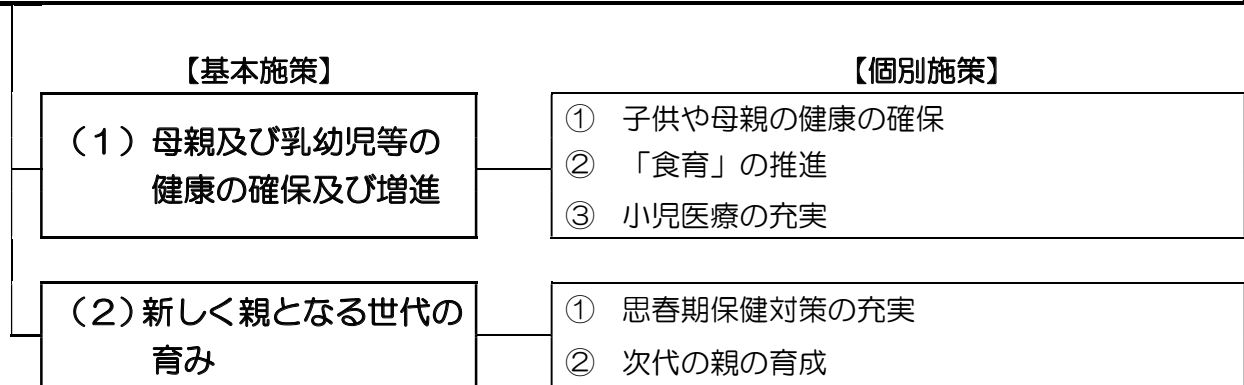
④子供が犯罪の被害に遭わない安全・安心まちづくりの推進

子供が犯罪や危険に遭わないために，防犯対策のための環境づくりや，防犯体制の強化など総合的な取組を推進します。

目標3 子供を慈しむまちをつくる

安心して子供を産み、育てることができるように、母子保健事業を中核にして子供と親の健康づくりを支援します。

また、食育の推進による人間形成、思春期における悩みや不安に対する保健対策など次代の親となる世代の育成を図ります。



(1) 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進

①子供や母親の健康の確保

母子保健に関わる事業を引き続き充実させるとともに、各種健診事業の取組を強化します。

②「食育」の推進

保育所・幼稚園・学校をはじめ、行政等関係機関・団体、生産者・食品流通業者・外食産業など様々な分野の機関・団体・事業者などが連携して、親子で日頃の食生活の振り返りができるよう地域全体で食育推進を図ります。

③小児医療の充実

小児医療の確保・充実、特に救急医療について、ドクターカーの導入試行など体制整備を図ります。

(2) 新しく親となる世代の育み

①思春期保健対策の充実

思春期における児童生徒が命の尊さを学ぶ機会を充実させるとともに、健全母性の育成に関わる事業、健康に重大な影響を与える喫煙・飲酒・薬物乱用対策などの事業を推進します。

②次代の親の育成

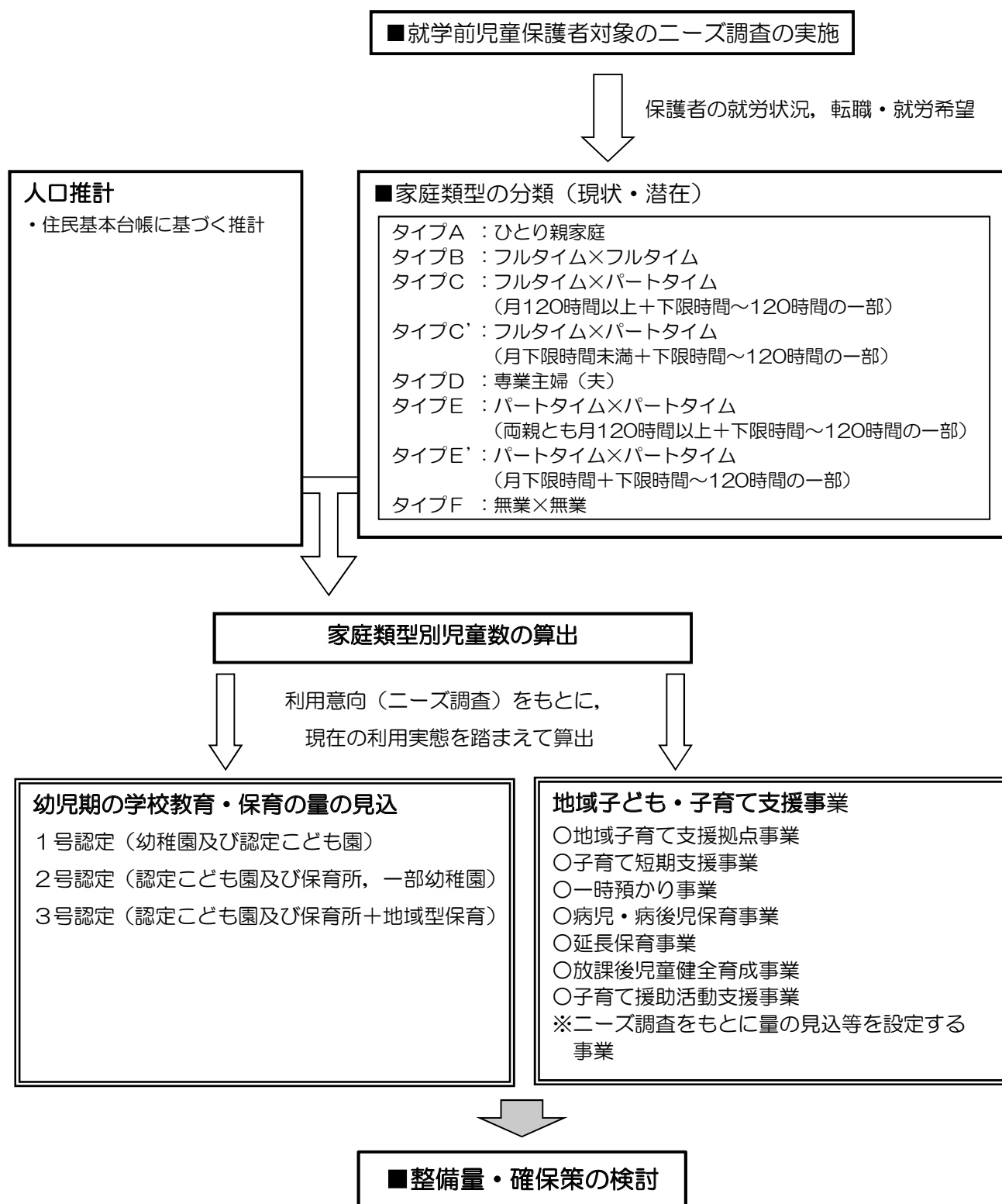
児童・生徒が命の尊さを学び、人に対するやさしさと思いやりのある子供に成長できるように、保育所・幼稚園などとの連携により、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組や男女の出会い・交流の場の創出を推進します。

第5章 子ども・子育て支援事業

1 事業量の推計

(1) 推計の流れ

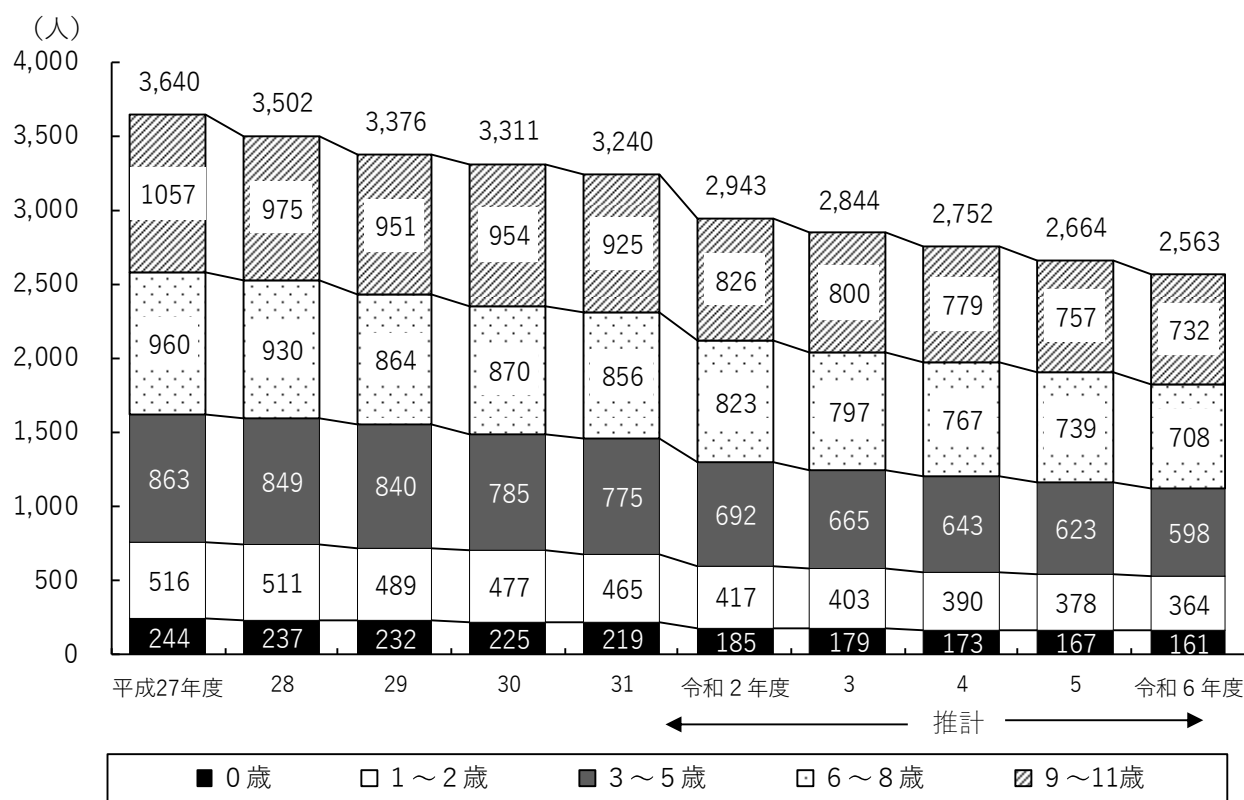
教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量は，平成30年度に実施したニーズ調査結果（意向）をもとに次の手順で推計を行いました。



（２）児童人口・家庭類型別児童数の推計

①児童人口の推計

住民基本台帳に基づく推計は下記のとおりです。



(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	185	179	173	167	161
1歳	192	185	179	173	167
2歳	225	218	211	205	197
3歳	231	222	215	209	201
4歳	223	212	206	200	192
5歳	238	231	222	214	205
6歳	256	250	241	232	222
7歳	290	279	268	258	247
8歳	277	268	258	249	239
9歳	257	251	242	233	223
10歳	278	269	263	257	249
11歳	291	280	274	267	260

②家庭類型の算出

国の指針に基づき、保護者の就労状況をもとに下記の家庭類型に分類し、それぞれの意向（ニーズ）把握を行いました。

潜在とは、１年以内等に就労の見込があるなどの状況を反映させて分類したものです。

図表 潜在的な家庭類型（比率）

（単位：％）

家庭類型	現 在					潜 在			
		０歳	１～２歳	３～５歳			０歳	１～２歳	３～５歳
タイプＡ	9.3	9.1	6.8	10.1		9.3	9.1	6.8	10.1
タイプＢ	38.8	58.2	36.1	37.2		42.9	58.2	39.8	41.9
タイプＣ	27.2	1.8	19.5	32.7		26.9	7.3	23.3	30.4
タイプＣ′	3.2	0.0	3.8	3.4		4.6	1.8	4.5	5.0
タイプＤ	21.4	30.9	33.1	16.7		16.1	23.6	25.6	12.4
タイプＥ	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
タイプＥ′	0.0	0.0	0.0	0.0		0.2	0.0	0.0	0.2
タイプＦ	0.2	0.0	0.8	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0

図表 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプＣ′：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部） ・タイプＤ：専業主婦（夫） ・タイプＥ′：パートタイム×パートタイム （月下限時間＋下限時間～120 時間の一部） ・タイプＦ：無業×無業	１ 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦家庭，就労時間短家庭＞
・タイプＡ：ひとり親家庭 ・タイプＢ：フルタイム×フルタイム ・タイプＣ：フルタイム×パートタイム （月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部） ・タイプＥ：パートタイム×パートタイム （両親とも月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）	２ 保育認定② （認定こども園及び保育所） ３ 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育）
 ※ただし現在幼稚園利用	 ２ 保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

③幼児期の学校教育・保育の量の見込

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込」を以下のとおりとします。

児童数の減少に伴い認定の総数は減少傾向で推移すると想定されます。

ただし、母親が就労する割合の増加が想定されることから、2号認定、3号認定については、児童数が減少傾向にある中、1号認定よりも緩やかな減少を見込みます。

図表 各年齢別 教育・保育の量の見込（ニーズ量）

（単位：人）

区分		推 計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（5歳以下）		1,294	1,247	1,206	1,168	1,123
3～5歳児		692	665	643	623	598
0～2歳児		602	582	563	545	525
0歳児		185	179	173	167	161
1・2歳児		417	403	390	378	364
1号認定	幼稚園 認定こども園 保育所	108	105	100	97	94
2号認定		541	525	508	492	472
3号認定0～2歳児		363	358	353	349	340

区分		対象年齢	利用できる施設等
1号認定	教育標準時間（4時間）	3～5歳	認定こども園、幼稚園
2号認定	保育短時間（8時間）	3～5歳	認定こども園、保育所
	保育標準時間（11時間）		
3号認定	保育短時間（8時間）	0～2歳	認定こども園、保育所、地域型保育事業所
	保育標準時間（11時間）		

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策など

(1) 教育・保育提供区域について

①教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保策の記載が必要です。

②区域設定

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、市全域を一つの教育・保育提供区域とすることとします。

(2) 子どものための教育・保育給付

市は、設定した「量の見込」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

図表 施設の類型

	種類	内 容
施設型給付	1. 幼稚園	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする（学校教育法第 22 条）。
	2. 保育所	保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする（児童福祉法第 39 条）。
	3. 認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、教育・保育を一体的に行う施設で、地域の実情に応じ、4 類型の中から選択して認定を受けることができる。（就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育	
	6. 居宅訪問型保育	
	7. 事業所内保育	

図表 認定こども園の概要

類型	法的性格	内 容
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設	幼稚園機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	学校 (幼稚園＋保育所機能)	認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園機能＋保育所機能	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

各認定は減少傾向で推移することが想定されるため、現在の定員で対応可能と見込みます。

図表 3歳以上（1号認定・2号認定）

（単位：人）

区分			計 画				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込	1号認定	幼稚園	108	105	100	97	94
	2号認定	教育ニーズ (幼稚園希望)	16	16	15	15	14
		保育所	525	509	493	477	458
		計	541	525	508	492	472
	3号認定	0歳児	82	81	81	80	78
		1・2歳児	281	277	272	269	262
		計	363	358	353	349	340
確保策	1号	幼稚園、認定こども園、 幼稚園、保育所	172	172	172	172	172
		新制度に移行しない幼稚園	0	0	0	0	0
	2号	教育ニーズ (幼稚園、認定こども園)	19	19	19	19	19
		保育ニーズ (保育所、認定こども園)	600	600	600	600	600
		企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	3号	保育所	368	368	368	368	368
		地域型保育事業	23	23	23	23	23
		企業主導型保育施設の地域枠	6	6	6	6	6

（３）地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込及び確保策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ③妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦一時預かり事業
- ⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※⑫及び⑬の事業は、量の見込及び確保方策等は設定しない。

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子供またはその保護者、若しくは妊娠している方に対し身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、子育て世代包括支援センターとして実施しています。

（単位：か所）

基本型・特定型	計 画				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（実施箇所数）	1	1	1	1	1
確保策（実施箇所数）	1	1	1	1	1

（単位：か所）

母子保健型	計 画				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（実施箇所数）	1	1	1	1	1
確保策（実施箇所数）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育園、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

児童数の減少や共働きの保護者が増加することにより、利用者数の減少が想定されますが、利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

本市では、地域子育て支援センターとして実施しています。

（単位：人、か所）

	実績	計 画				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（延べ利用者数）	16,644	14,448	13,968	13,512	13,080	12,600
確保策（実施箇所数）	7	7	7	7	7	7

③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦が出産するまで、産婦は産後2週間及び1か月健診にかかる費用を助成する事業です。

対象者数（人口推計の次年度の0歳児人口を対象者と想定）は、170人程度で、微減で推移すると想定されます。

（単位：人）

	実績	計 画				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（対象者数）	185	179	173	167	161	155
実施体制（実施機関）	健康推進課					

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握、子育てに関する相談・助言等の支援を行う事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、170人程度で、微減で推移すると想定されます。

（単位：人）

	実績	計 画				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（対象者数）	226	185	179	173	167	161
実施体制（実施機関）	健康推進課・こども課					

⑤養育支援訪問事業等

養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行う事業です。

児童数の減少が想定される一方で、支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、12 件程度を見込みます。

家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会（常陸大宮市子ども家庭支援ネットワーク）の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

（単位：件）

	実績	計 画				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（訪問家庭件数）	13	12	12	12	12	12
実施体制（実施機関）	健康推進課					

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子供を養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

本市においても、支援が必要と思われる世帯もあることから広報誌等を活用しPRの強化に努めます。

（単位：人、か所）

	実績	計 画				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（延べ人数）	0	3	3	3	3	3
確保策（実施箇所数）	—	3	3	3	3	3

⑦一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

預かり保育（在園児を対象にした一時預かり）は実績ベースでのニーズ量は低く、児童数の減少から微減で推移することが想定されますが、保育の無償化に伴い一定のニーズ量が増加した場合は柔軟に対応していきます。

図表 在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

（単位：人、か所）

		実績	計 画				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（延べ人数）		2,821	2,601	2,643	2,685	2,685	2,685
幼稚園在園児	1号認定	—	2,229	2,265	2,301	2,301	2,301
	2号認定	—	372	378	384	384	384
確保策（利用可能延べ人数）		—	2,999	2,999	2,999	2,999	2,999
実施箇所数		—	6	6	6	6	6

図表 在宅児童や登園日以外の利用

（単位：人、か所）

		実績	計 画				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（延べ人数）		966	1,578	1,603	1,629	1,629	1,629
確保策（利用可能延べ人数）		—	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851
一時預かり	延べ人数	—	1,831	1,831	1,831	1,831	1,831
	実施箇所数	—	13	13	13	13	13
ファミリー・サポート・センター	延べ人数	—	20	20	20	20	20
	実施箇所数	—	1	1	1	1	1

⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で緊急的な対応等を行う事業です。

本市においては、病児保育1施設、病後児保育2施設で受入れを行っていますが、利用者のニーズも高いことからサービス内容の充実について検討を進めていきます。

（単位：人、か所）

		実績	計 画				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（延べ人数）		282	284	284	284	284	284
確保策（利用可能延べ人数）		—	373	373	373	373	373
病児保育事業	利用可能延べ人数	—	373	373	373	373	373
	実施箇所数	—	3	3	3	3	3

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

児童数は減少傾向にありますが、保護者の就労形態の多様化により、延長保育ニーズは増加すると想定されることから、現状程度の利用人数を見込みます。

（単位：人、か所）

		実績	計 画				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込（延べ人数）		239	281	286	291	291	291
確保策（実施箇所数）		—	15	15	15	15	15

⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

児童数が減少する一方で、就労形態の多様化により、更にニーズが高くなると想定され、低学年は370人前後で推移すると想定されます。

現在、市内には12クラブ（公立6か所、私立6か所）があり、待機児童はいませんが、高学年の拡充についても検討を進めていきます。

（単位：人、か所）

		実績	計 画				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（登録者数）		463	526	535	545	555	565
	低学年	328	358	364	371	378	385
	高学年	135	168	171	174	177	180
確保策	定員	—	572	572	572	572	572
	クラブ数	—	12	12	12	12	12
	職員数	—	82	82	82	82	82
	うち支援員	—	54	54	54	54	54

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

※一時預かり事業の利用者数は別途計上しているため、本事業には含みません。

子育て世帯からの利用ニーズが低いことから実質的な利用は少ないですが、サービス向上の観点からも引き続きPRを強化するとともに会員の増加につながる対策を図っていきます。

（単位：人、か所）

	実績	計 画				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	2	12	12	12	12	12
確保策（実施箇所数）	—	1	1	1	1	1

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

保育無償化に伴い、低所得者層に対する保育料の利用者負担は実質ゼロとなっていますが、別途実費負担に関する補助が必要な場合は引き続き対応していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込」及び「確保策」では、事業所内保育等の地域型保育給付により充足する見込であることから、現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

（４）その他の推進方策

①幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子供が健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子供たちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

③子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する茨城県が行う施策との連携

市は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子供の施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

⑤幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子供	内容
幼稚園		3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子供の利用料が無償化されます。
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

3 放課後対策の総合的推進（新・放課後子ども総合プラン）

国は、全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進するとともに、共働き家庭における「小1の壁」や「待機児童」等の問題を解消するために、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。本市において待機児童の発生はありませんが、プランに沿った運営ができるよう連携を図ります。

○新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

○地域と連携・協働し、子供の地域における多様な体験や学びの機会の充実に努めます。

○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進に関しては、福祉部局と教育部局で連携して実施していきます。

○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型に向けた検討を行います。

（１）小学校における放課後児童クラブと放課後子供教室の実施状況

本市の小学校は、令和元年度においては11校となっています。そのうち、放課後児童クラブを実施しているのは6校、放課後子供教室を実施している学校は7校となっています。

放課後児童クラブと放課後子供教室の両方を実施しているのは、大賀小学校、山方小学校、御前山小学校の3校です。

小学校名	児童クラブ	放課後子供教室	連携しやすさ
村田小学校		○	—
上野小学校		○	—
大宮小学校	○		—
大賀小学校	○	○	○
大宮北小学校		○	—
大宮西小学校	○		—
山方小学校	○	○	○
山方南小学校	* 1		—
美和小学校	○		—
緒川小学校		○	—
御前山小学校	○	○	○

* 1 山方南小学校の児童クラブ利用希望者は、市で委託したバスで移動し山方小学校の児童クラブを利用しています。

（２）放課後対策の目標事業量

①小学校における放課後児童クラブの目標事業量

放課後児童クラブの目標事業量は、量の見込と確保方策に基づき、令和６年度に６クラブ、目標事業量 300 人とします。

（単位：か所，人）

放課後児童クラブの目標事業量	令和２年度	令和６年度
実施クラブ数	6	6
事業量（利用定員）	300	300

②放課後子供教室の整備計画

全小学校区について、放課後子ども総合プランの趣旨を説明し、事業展開に伴う課題等を抽出し、実現に向けての検討を行うとともに、関係部署と連携・協議を行い、実施に向けての計画的な整備を推進していきます。

（単位：か所）

放課後子供教室の目標事業量	令和２年度	令和６年度
実施教室数	7	7

③一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

双方の担当部局で協議・検討し、実現可能な学校を調査及び把握しながら、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を検討していきます。

実施する小学校においては、両事業は単独で実施するものの、放課後子供教室のプログラム作成に当たって可能な範囲で連携し、同プログラムに放課後児童クラブの希望する児童が参加できるように両事業者・参画者が連携を図っていくものとします。

（単位：か所）

一体型の目標事業量	令和２年度	令和６年度
実施箇所数	0	1

（３）放課後対策の取組

①放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の共通のプログラムの充実を図り、また、お互いの指導員の交流を深め、連携強化を図ります。

- ・学校での学びを深め広げる学習・補充学習
- ・文化・芸術にふれあう活動，スポーツ活動
- ・児童の興味・関心やニーズ，地域の資源等を踏まえた多様なプログラム
- ・児童が主体となって企画したプログラム
- ・児童によるボランティア活動

②小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

各校とも年間を通しての余裕教室はありませんが，現在利用している活動拠点のほかに，授業時間外の空き教室を把握し，積極的な活用促進を図ります。また，放課後児童クラブ及び放課後子供教室の担当者が，小学校を訪問して学校関係者と話し合う機会を持ち，双方の事業の趣旨・必要性・意義等について協議を行います。

③関係部局の連携に関する方策

放課後活動の実施に関しての責任体制を明確化するとともに，相互の連携を図るため「放課後子ども総合プラン推進運営委員会（仮）」を設け，連絡調整会議を定期的に行い，今後とも十分に連携を図っていくものとします。

第6章 公立幼稚園及び公立保育所の今後の在り方について

1 公立幼稚園・保育所の現状について

(1) 公立幼稚園・保育所の現況

公立幼稚園は市内に3施設（大宮、美和、緒川地域）あり、美和幼稚園は令和2年度美和認定こども園に移行します。

また大宮、おがわ幼稚園は定員割れと老朽化が進んでいます。

公立保育所は市内に3施設（大宮、山方、美和地域）あり、3施設とも定員を割っており、美和保育所は令和2年度に美和認定こども園に移行します。

大賀、山方保育所は旧耐震での設計であり、老朽化も進んでいます。

また大賀保育所は、土砂災害警戒区域及び特別土砂災害警戒区域の指定区域内に建っており、定員に対して施設の最低基準を満たしていない保育室等があります。

(2) 公立幼稚園の状況

施設名		大宮幼稚園		美和幼稚園		おがわ幼稚園	
所在地		姥賀町 6 0 7 － 7		高部 2 0 4 4		上小瀬 9 4 1 － 1	
敷地面積 (㎡)		2, 500		1, 733		4, 307	
延べ床面積 (㎡)		495		166		401	
建築年度		昭和 53 年度		平成 24 年度		平成 9 年度	
開設年月日		昭和 53 年 4 月 10 日		平成 24 年 4 月 1 日		平成 9 年 4 月 1 日	
認可定員 (人)		70		35		70	
利用定員 (人)		40		20		20	
4 歳		20		－		10	
5 歳		20		20		10	
開園日		月曜日から金曜日					
開園時間		9 : 0 0 ～ 1 4 : 0 0		8 : 3 0 ～ 1 4 : 3 0		8 : 3 0 ～ 1 3 : 3 0	
預かり保育		あり		あり		あり	
職員 (人)		6	臨※ (2)	－	－	5	臨※ (3)
園長		1	(1)	－	－	1	(1)
主任教諭		1	(0)	－	－	1	(0)
教諭		4	(1)	－	－	3	(2)

※平成31年4月1日現在の職員数

※職員欄の「臨」は臨時職員。数字は内数

(3) 公立保育所の状況

施設名		大賀保育所		山方保育所		美和保育所	
所在地		小祝 2 3 8		山方 3 3 6 0		高部 2 0 4 4	
敷地面積 (㎡)		3694. 35		3427. 17		3849. 34	
延べ床面積 (㎡)		366. 12		839. 00		540. 34	
建築年度		昭和 43 年度		昭和 53 年度		昭和 58 年度	
認可年月日		昭和 43 年 11 月 1 日		昭和 29 年 6 月 15 日		昭和 59 年 3 月 31 日	
認可定員 (人)		60		90		60	
利用定員 (人)		60		90		60	
	2号 (3・4・5歳)	39		48		35	
	3号 (0・1・2歳)	21		42		25	
	(1・2歳)	18		30		20	
	(0歳)	3		12		5	
開所日		月曜日から土曜日					
開所時間		7：20～19：00					
	標準時間 (11h)	7：20～18：20 (延長 18：20～19：00)					
	短時間 (8h)	8：00～16：00 (延長 7：20～8：00, 16：00～19：00)					
休園日		日曜日, 年末年始					
一時預かり		8：00～18：00					
職員 (人)		20	臨※ (13)	26	臨※ (17)	19	臨※ (9)
	所長	1	(0)	1	(0)	1	(0)
	主任保育士	1	(0)	1	(0)	1	(0)
	保育士	12	(9)	17	(11)	12	(6)
	調理員	3	(2)	4	(3)	4	(2)
	その他 (運・用・抛・一)	3	(2)	3	(3)	1	(1)

※平成31年4月1日現在の職員数

※職員欄の「臨」は臨時職員。数字は内数

(4) 公立幼稚園の入園の状況

平成 29 年度

(単位：人，％)

施設名	定員	在籍児数			定員割れ	入所率
		4 歳	5 歳	計		
大宮幼稚園	70	13	20	33	39	47.1
美和幼稚園	35	—	7	7	22	20.0
おがわ幼稚園	70	3	5	8	60	11.4
計	175	16	32	48	121	27.4

平成 29 年 4 月 1 日現在

平成 30 年度（利用定員の変更有）

(単位：人，％)

施設名	定員	在籍児数			定員割れ	入所率
		4 歳	5 歳	計		
大宮幼稚園	40	6	13	19	21	47.5
美和幼稚園	20	—	10	10	10	50.0
おがわ幼稚園	20	4	4	8	12	40.0
計	80	10	27	37	43	46.3

平成 30 年 4 月 1 日現在

平成 31 年度

(単位：人，％)

施設名	定員	在籍児数			定員割れ	入所率
		4 歳	5 歳	計		
大宮幼稚園	40	10	7	17	21	42.5
美和幼稚園	—	—	—	—	—	—
おがわ幼稚園	20	2	4	6	12	30.0
計	60	12	11	23	33	38.3

平成 31 年 4 月 1 日現在

(5) 公立保育所の入所の状況

平成 29 年度

(単位：人，％)

施設名	定員	在籍児数							定員割れ	入所率
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計		
大賀保育所	60	0	6	8	15	8	11	48	12	80.0
山方保育所	90	2	7	8	12	14	21	64	26	71.1
美和保育所	60	1	5	5	8	10	1	30	30	50.0
計	210	3	18	21	35	32	33	142	68	67.6

※山方保育所は 3，4 歳児に広域入所各 1 名含む

平成 29 年 4 月 1 日現在

平成 30 年度

(単位：人，％)

施設名	定員	在籍児数							定員割れ	入所率
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計		
大賀保育所	60	3	2	5	10	18	8	46	14	76.7
山方保育所	90	3	6	10	10	16	15	60	30	66.7
美和保育所	60	0	4	6	6	9	0	25	35	41.7
計	210	6	12	21	26	43	23	131	79	62.4

平成 30 年 4 月 1 日現在

平成 31 年度

(単位：人，％)

施設名	定員	在籍児数							定員割れ	入所率
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計		
大賀保育所	60	2	3	3	5	9	16	38	22	63.3
山方保育所	90	0	8	8	14	12	16	58	32	64.4
美和保育所	60	1	2	8	9	7	7	34	26	56.7
計	210	3	13	19	28	28	39	130	80	61.9

※大賀保育所は 4 歳児に広域入所 1 名含む

平成 31 年 4 月 1 日現在

(6) 児童の状況

① 0～5歳人口の実績及び見込

図表 0～5歳人口の実績及び見込

年齢	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	259	213	277	216	207	201	185	179	173	167	161
1歳	251	275	219	281	220	215	192	185	179	173	167
2歳	302	257	272	232	277	225	225	218	211	205	197
3歳	278	304	261	273	234	268	231	222	215	209	201
4歳	273	278	301	262	278	234	223	212	206	200	192
5歳	307	279	276	305	266	281	238	231	222	214	205
0～5歳計	1,670	1,606	1,606	1,569	1,482	1,424	1,385	1,247	1,206	1,168	1,123
市人口	44,968	44,473	43,894	43,264	42,637	41,869	—	—	—	—	—

※住基人口：年齢別人口統計（各年4月1日現在）

令和2年度以降は「次世代育成支援のための市町村行動計画将来人口推計のためのワークシート」をもとに推計

② 令和元年度幼稚園保育所等入所状況

図表 令和元年度幼稚園保育所等入所状況

出生日	クラス 年齢	H31/4/1時点									R1/10/1時点
		地区別人口						入所 児数	未入所 児数	入所率	入所児数
		大宮	山方	美和	緒川	御前山	計				
H30.4.2～	0歳	159	19	4	6	13	201	30	171	14.93%	86
H29.4.2～ H30.4.1	1歳	162	17	6	15	15	215	120	95	55.81%	133
H28.4.2～ H29.4.1	2歳	173	16	12	12	12	225	158	67	70.22%	163
H27.4.2～ H28.4.1	3歳	210	25	12	7	14	265	231	37	86.19%	243
H26.4.2～ H27.4.1	4歳	166	22	14	11	20	234	223	11	95.30%	225
H25.4.2～ H26.4.1	5歳	206	27	15	14	19	281	275	6	97.86%	266
計		1,076	126	63	65	93	1,424	1,087	387	72.82%	1,116

2 公立幼稚園・保育所の今後の在り方と再編の方向性

(1) 再編に関する調査結果

第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査で再編に関する質問を設け、保護者の再編に関する考え方を問いました。結果は以下のとおりです。

- 調査対象者：市内に住所を有する全就学前児童の保護者…1,215人
- 調査期間：平成31年1月9日（水）～平成31年1月25日（金）
- 回収数：配布数 1,215件，回収数 763件，回収率 62.8%

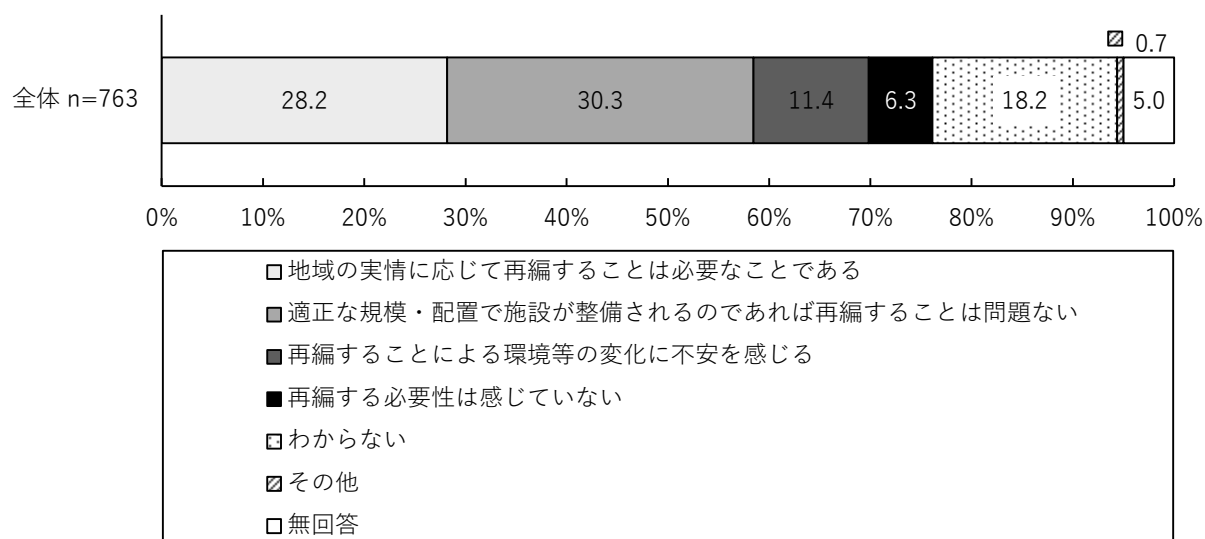
・再編についての設問

問 市内において幼稚園や保育所を再編することについてどう思いますか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。

・結果

市内において幼稚園や保育所を再編することについては、「適正な規模・配置で施設が整備されるのであれば再編することは問題ない」が30.3%で最も高く、次いで「地域の実情に応じて再編することは必要なことである」が28.2%、「わからない」が18.2%となっています。

図表 幼稚園や保育所を再編することについてどう思うか



（２）基本的な考え

人口減少・少子高齢化により市内全体の児童数は減少しています。特に中心市街地が位置する大宮地域以外の４地域（山方・美和・緒川・御前山）での減少率が大きく、教育・保育のニーズにおいても、大宮地域市街区の私立保育園等は定員を超えている一方で、その他の地域は定員割れが続いています。公立幼稚園・保育所においては、地域を問わず大きく定員割れしている状況です。

公立幼稚園は、いずれの園も特色ある教育活動を実施していますが、少子化の影響や保護者の就労状況の変化により、就園状況は徐々に保育園にシフトしています。また、４歳・５歳児対象の２年保育で、３歳児を受け入れていない現状では、幼児教育・保育の無償化で更に定員割れが進むおそれもあります。

今後も児童数の減少が進めば、各公立施設の効率的な運営がますます厳しくなる上、各施設とも施設の老朽化といった喫緊の課題を抱えているのが現状です。

こうした現状から、今後の公共施設の在り方や運営等に関し総合的に検討しながら、公立幼稚園・保育所の再編に取り組む必要があります。

また、再編に当たっては、通所する児童の安全安心を確保するため、質の高い保育環境整備を引き続き推進していくとともに、その内容について広く周知し、対象となる保護者や地域住民に説明を行い、十分な合意の下で整備を進める必要があります。

（３）再編の方向性

■多様化するニーズに対応した教育・保育施設の運営

- ・保護者のニーズに対応できるよう、教育・保育の両方の機能を備えた認定こども園化を検討します。
- ・公立と民間の両方が立地しており、児童数が減少している地域では、民間への移譲なども視野に入れ検討していきます。

（４）施設ごとの方向性

①大宮幼稚園及び大賀保育所

大宮幼稚園は園児数が減少しており、現在２年保育であることに対して、保護者から３年保育の要望が出ています。これらの要望は、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持つ認定こども園へと移行することで、教育・保育の両方のニーズに対応できると考えます。

同じ大宮地域にある大賀保育所は、土砂災害警戒区域及び特別土砂災害警戒区域の指定区域内に建っていることや、子供の数が増加していることなどから、廃止または大宮幼稚園との統合による認定こども園への移行を検討していきます。

②おがわ幼稚園

おがわ幼稚園は、急激に園児数が減少しており、早急の対応が必要になります。

同地域に私立保育園の認定こども園化を検討していきます。

③山方保育所

山方保育所については、利用定員の変更（減少）や廃止、民間への移譲について検討しました。これらの理由は、山方地域の児童数が減少しており、山方地域の０～５歳児人口は近い将来１００人を割り込む見込みであることが挙げられます。また、野上保育園が改築されましたが定員割れをしており、将来的には認定こども園への移行も視野に入れて園児確保を思案している状況です。

これらの状況を総合的に判断すると、私立保育園の維持を前提として、山方保育所の利用定員の変更（減少）または、私立保育園の意向によっては、将来的に民間への移譲を検討していきます。

④美和幼稚園及び美和保育所

美和幼稚園と美和保育所は同敷地内にあることから、園庭や遊戯室などの施設の共用を図ってきました。しかし、美和幼稚園は園児数の著しい減少により令和元年度は休園となっているため、幼児教育と保育を併せ持つ認定こども園への移行を検討した結果、令和２年４月に美和認定こども園として開園します。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(1) 関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子供の施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

2 進捗状況の管理

本計画に基づき施策を検討し、毎年度「個別事業計画」を策定します。各個別実施事業については、各年度において点検、評価を実施し、目的達成度を踏まえ、必要な事業に更新することにより、計画を推進します。

点検、評価の結果は、子ども・子育て会議で報告し、必要な事業等を協議するとともに、ホームページ等で公表します。

なお、計画に定める量の見込が、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

1 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本調査は、平成 27 年 3 月に策定した「第 1 期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」が平成 31 年度に終了することに伴い、令和 2 (2020) 年度からの「第 2 期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とするため、市民の皆様の子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望などを把握することを目的に実施しました。

①調査対象者

調査区分	調査対象者数	備考
就学前児童保護者	1,215 人	市内在住の就学前の児童から無作為抽出
小学生保護者	1,366 人	市内在住の小学校の児童から無作為抽出

②実施概要

- 調査地域：常陸大宮市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送による配布・回収
小学校、幼稚園、保育所を通じて配布・回収
- 調査期間：平成 31 年 1 月 9 日（水）～平成 31 年 1 月 25 日（金）

③回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	1,215 人	763 件	62.8%
小学生保護者	1,366 人	1,074 件	78.6%
合計	2,581 人	1,837 件	71.2%

④報告書をみる際の留意点

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを示しているため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。

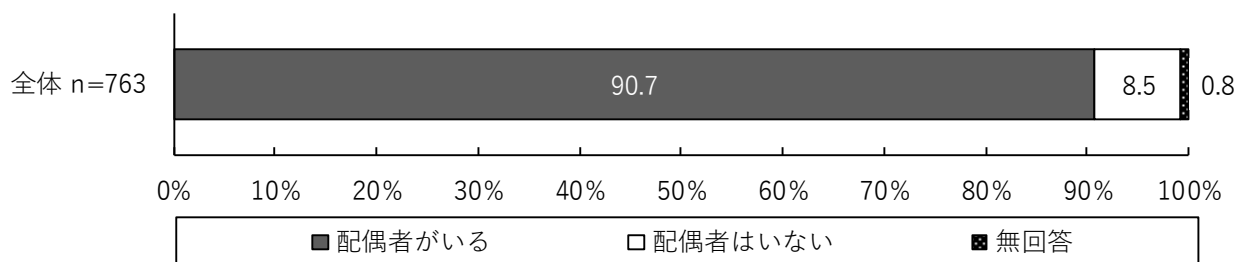
（２）就学前調査結果の概要

①子供と家族の状況

○配偶者の有無（ひとり親世帯）

回答者の配偶者の有無については、「配偶者がいる」が90.7%、「配偶者はいない」が8.5%となっています。

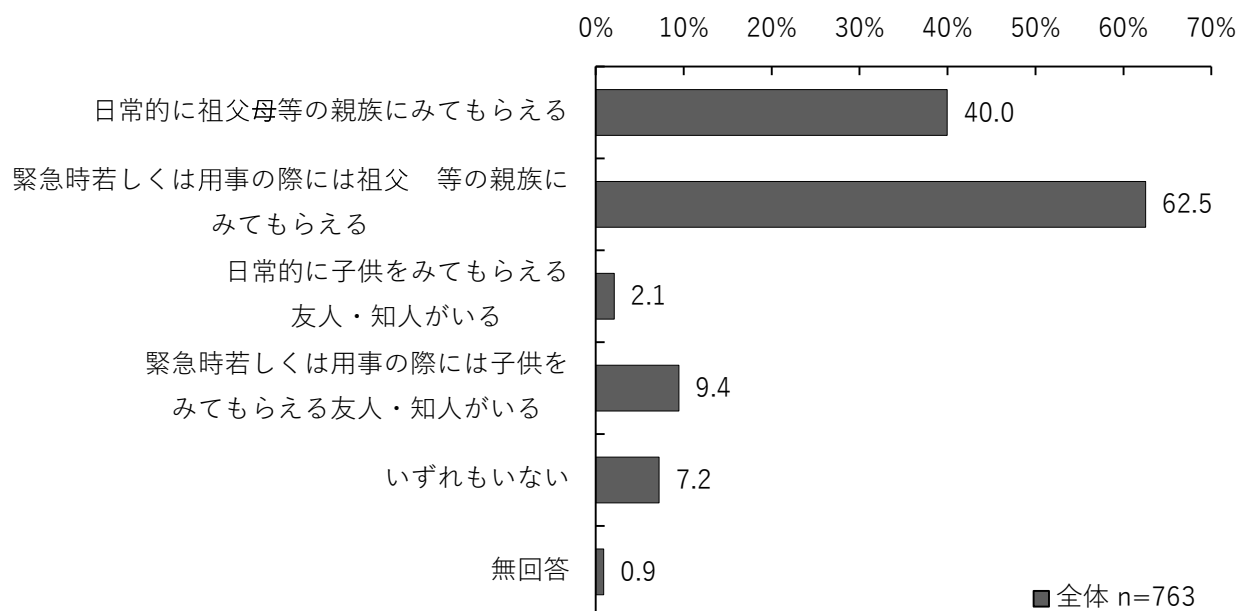
図表 配偶者の有無



○子供をみてもらえる人

日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時若しくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.5%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.0%、「緊急時若しくは用事の際には子供をみてもらえる友人・知人がいる」が9.4%となっています。

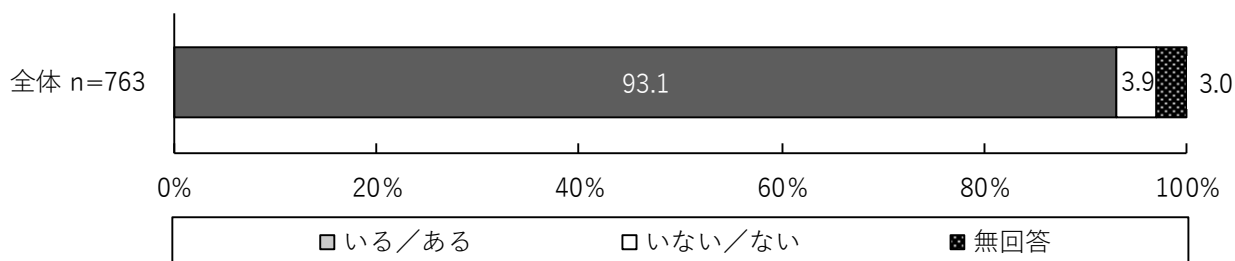
図表 子供をみてもらえる人



○子育てについて気軽に相談できる人

子育てについて気軽に相談できる人または場所の有無については、「いる／ある」が93.1%、「いない／ない」が3.9%となっています。

図表 子育てについて気軽に相談できる人



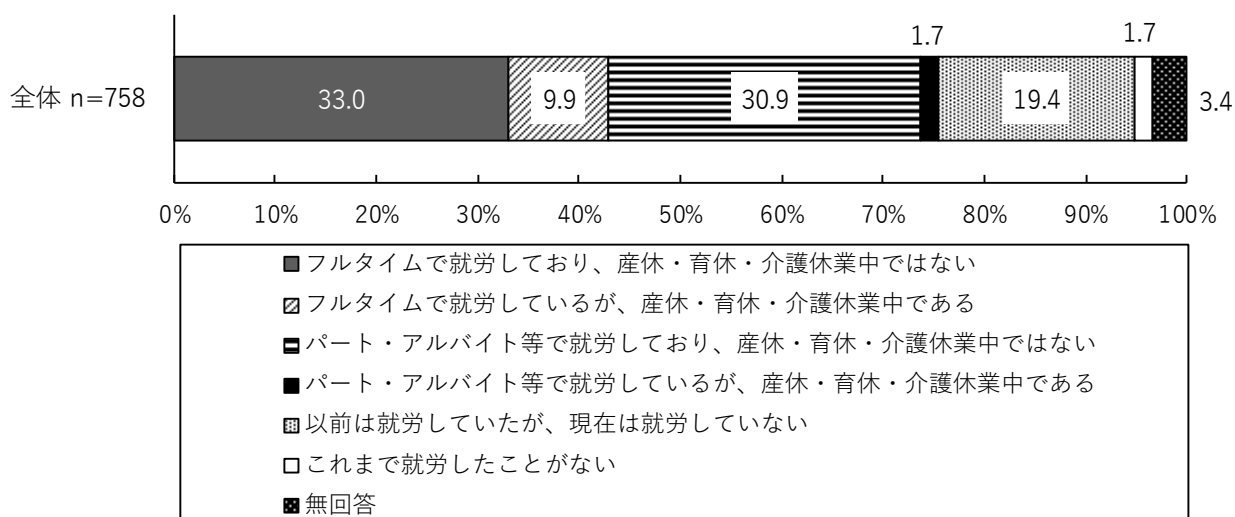
②保護者の就労状況

○母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.4%となっています。

年齢階級別にみると、3歳以上では就労している方（フルタイム、パート・アルバイトなどで就労、休業中含む）は79.8%となっています。

図表 母親の就労状況



図表 母親の現在の就労状況（年齢階級別・地域別）

単位 上段：回答者数（人），下段：構成比（％）

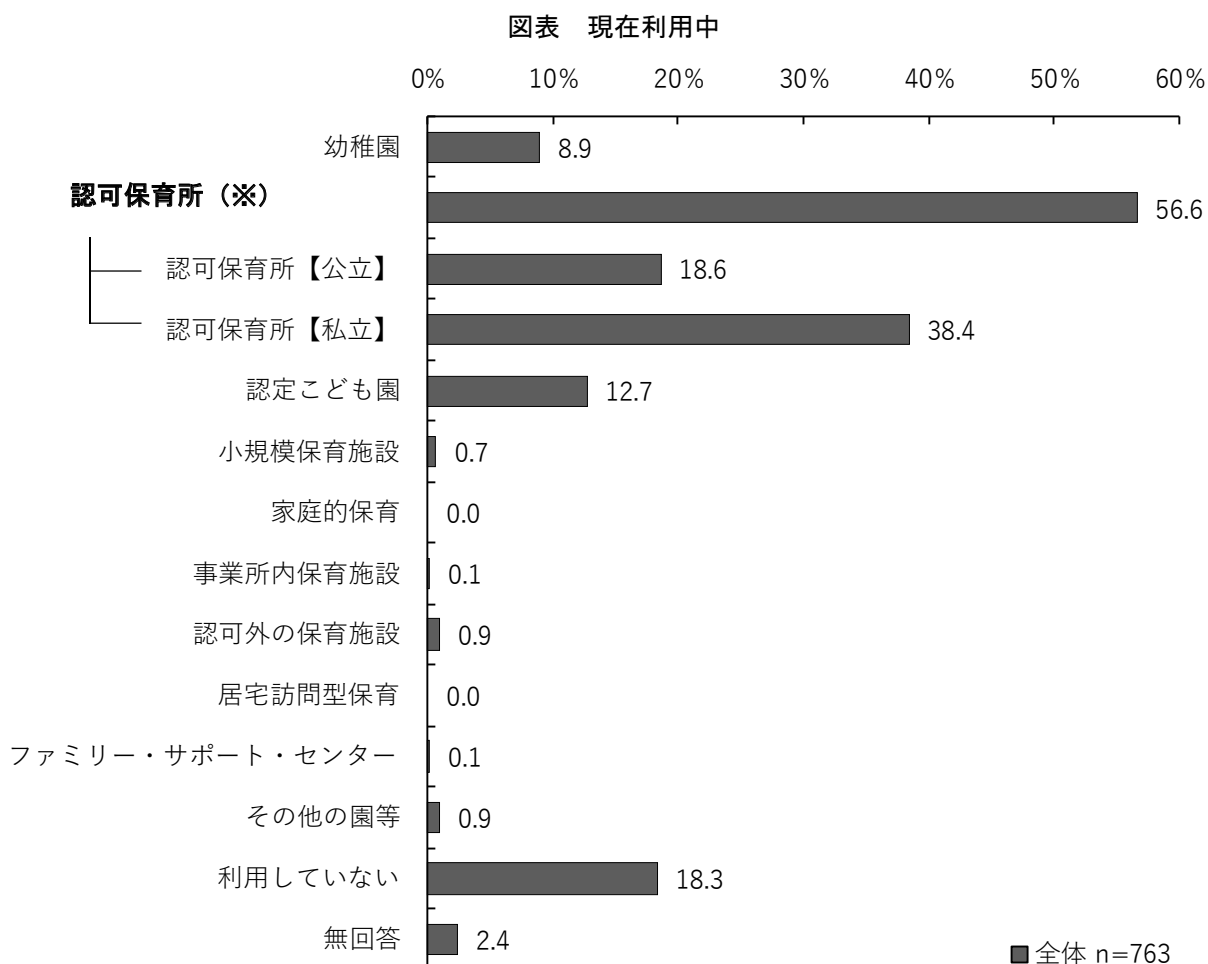
			フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
回答者全体		758	250	75	234	13	147	13	26
		100.0	33.0	9.9	30.9	1.7	19.4	1.7	3.4
年齢階級別	0歳	63	2	39	2	0	19	1	0
		100.0	3.2	61.9	3.2	0.0	30.2	1.6	0.0
	1・2歳	156	50	14	35	3	44	2	8
		100.0	32.1	9.0	22.4	1.9	28.2	1.3	5.1
	3歳以上	529	197	22	193	10	84	10	13
		100.0	37.2	4.2	36.5	1.9	15.9	1.9	2.5
地域別	大宮	587	182	68	183	12	115	10	17
		100.0	31.0	11.6	31.2	2.0	19.6	1.7	2.9
	山方	64	23	4	23	0	11	1	2
		100.0	35.9	6.3	35.9	0.0	17.2	1.6	3.1
	美和	23	10	0	7	0	5	0	1
		100.0	43.5	0.0	30.4	0.0	21.7	0.0	4.3
	緒川	36	17	0	10	1	6	2	0
		100.0	47.2	0.0	27.8	2.8	16.7	5.6	0.0
	御前山	43	18	2	11	0	10	0	2
		100.0	41.9	4.7	25.6	0.0	23.3	0.0	4.7

③保育所や幼稚園などの利用状況など

○平日の利用状況

平日に定期利用している園などについては、「認可保育所【公立】」と「認可保育所【私立】」のいずれかを選択した『認可保育所（※）』が56.6%で最も高くなっています。

また、認可保育所を除いた回答結果については、「利用していない」が18.3%で最も高く、次いで「認定こども園」が12.7%、「幼稚園」が8.9%となっています。

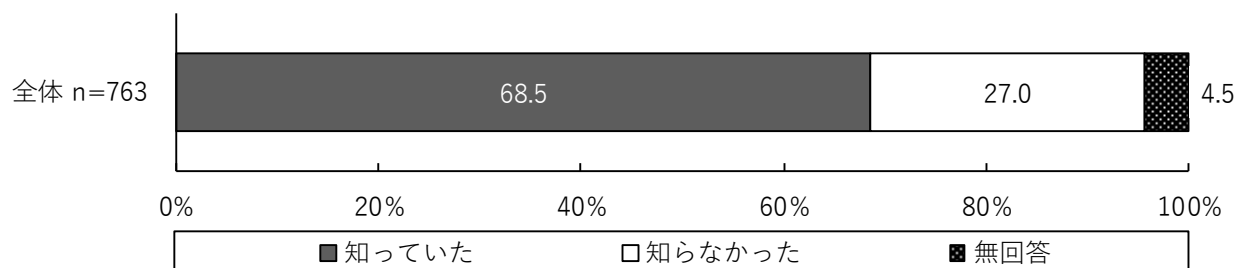


※認可保育所（※）：認可保育所【公立】、認可保育所【私立】のいずれかまたは両方を選択した割合

○幼児教育・保育無償化制度の認知度について

幼児教育・保育無償化の制度の認知度については、「知っていた」が68.5%、「知らなかった」が27.0%となっています。

図表 幼児教育・保育無償化制度の認知度

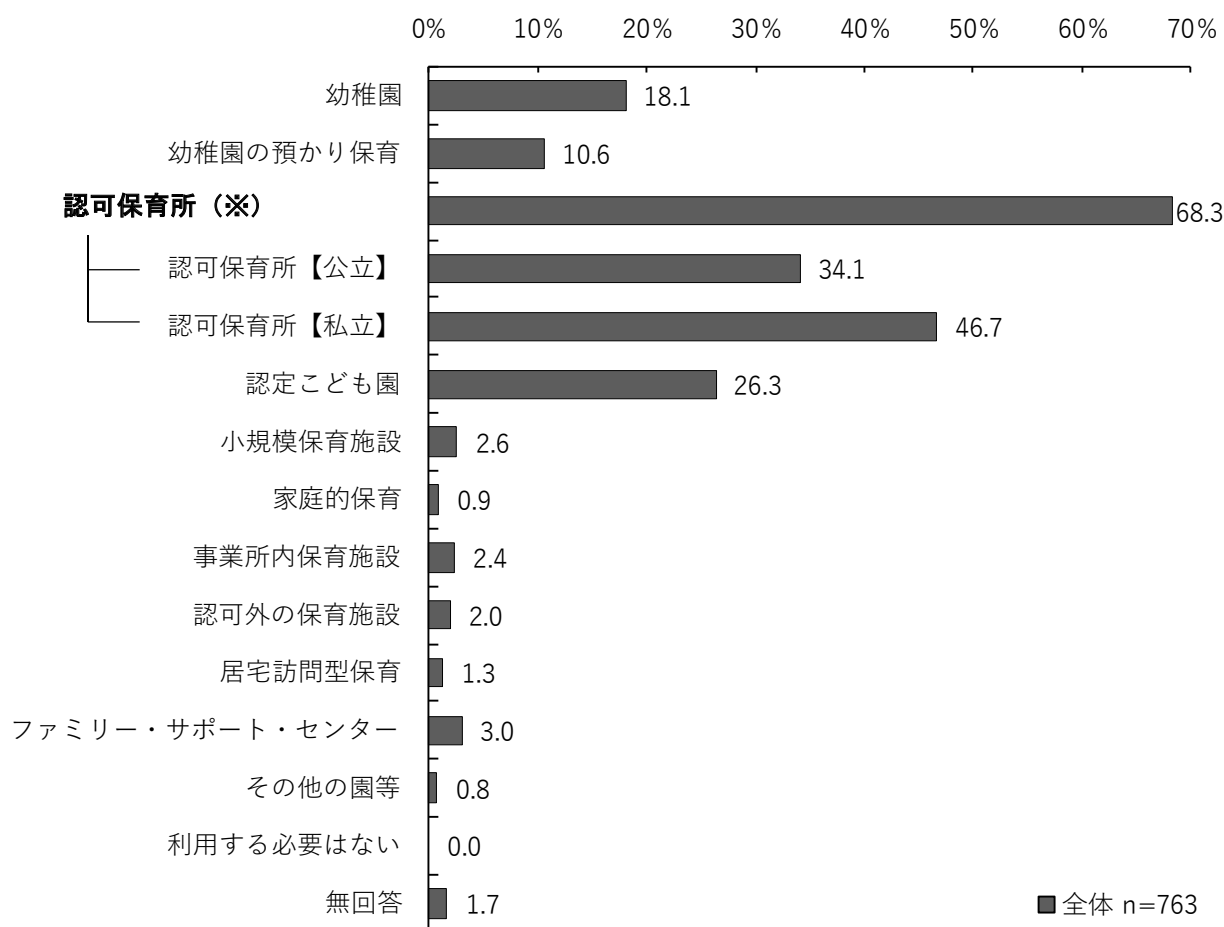


○継続・新たな利用希望

平日に定期利用を考えている事業については、「認可保育所【公立】」と「認可保育所【私立】」のいずれかを選択した『認可保育所（※）』が68.3%で最も高くなっています。

また、認可保育所を除いた回答結果については、「認定こども園」が26.3%で最も高く、次いで「幼稚園」が18.1%、「幼稚園の預かり保育」が10.6%となっています。

図表 継続・新たな利用希望

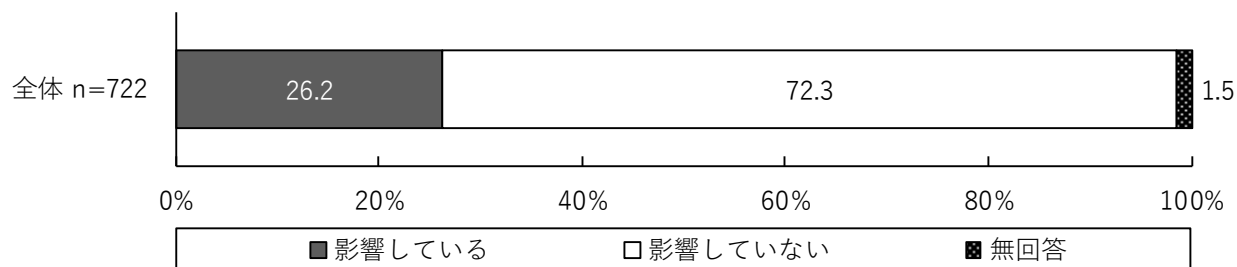


※認可保育所（※）：認可保育所【公立】、認可保育所【私立】のいずれかまたは両方を選択した割合

○幼児教育・保育無償化制度の影響について

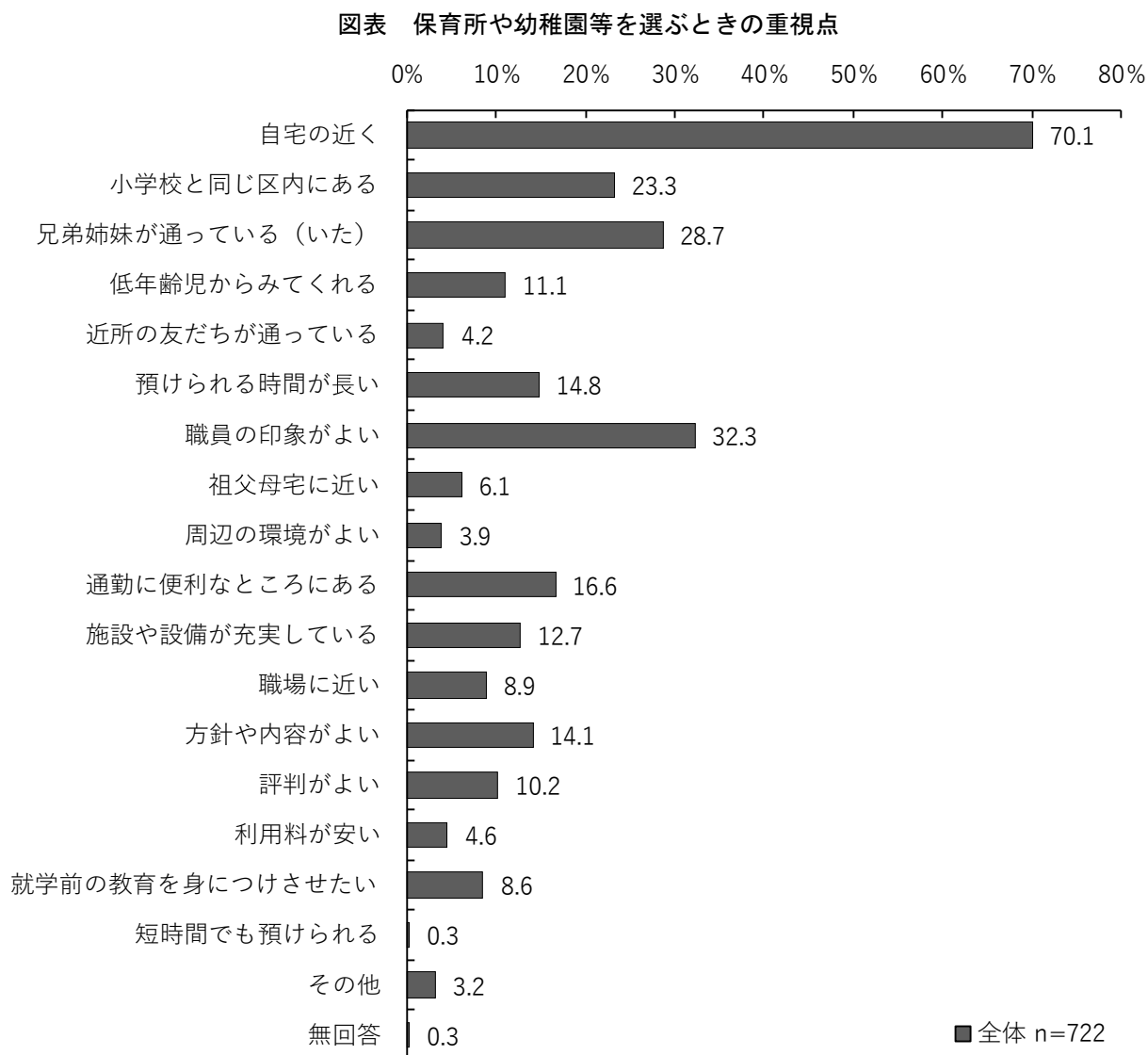
平日に事業の定期利用を考えている上での『幼児教育・保育無償化』の制度の影響については、「影響している」が26.2%、「影響していない」が72.3%となっています。

図表 幼児教育・保育無償化制度の影響



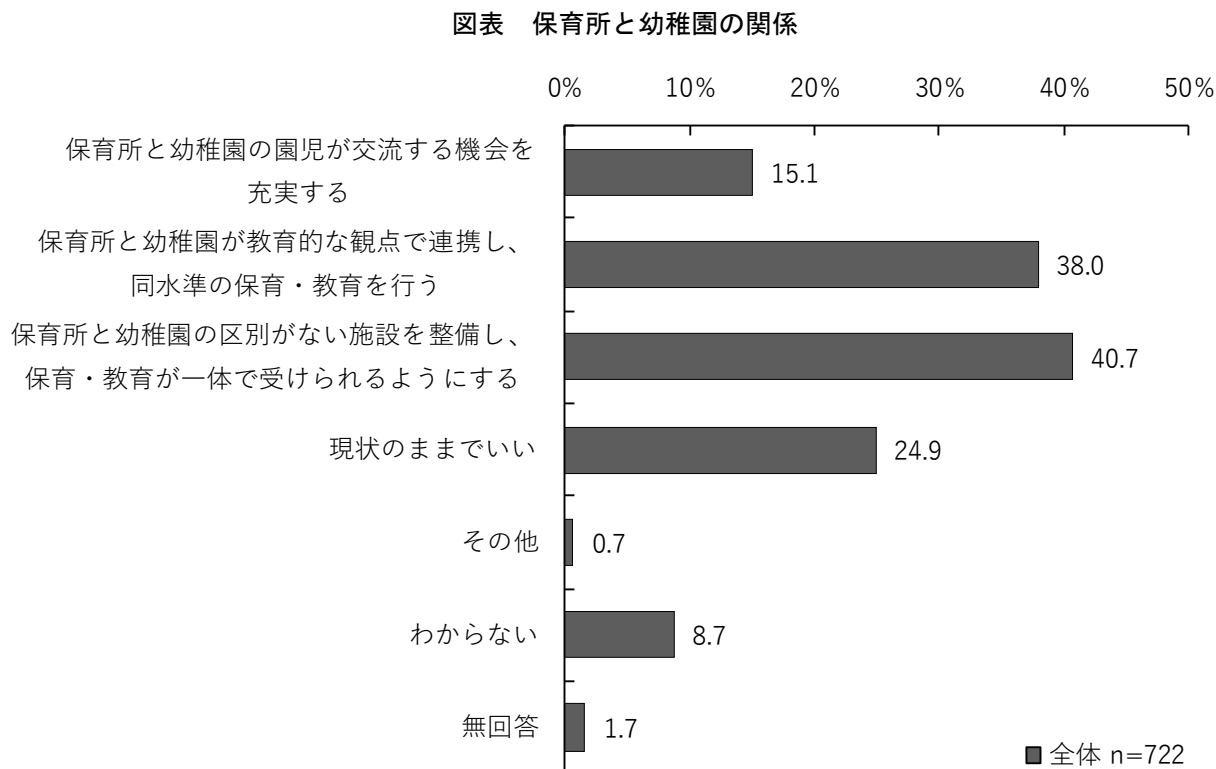
○保育所や幼稚園等を選ぶときの重視点

保育所や幼稚園等を選ぶときに重視する点については、「自宅の近く」が70.1%で最も高く、次いで「職員の印象がよい」が32.3%、「兄弟姉妹が通っている（いた）」が28.7%となっています。



○保育所と幼稚園の関係

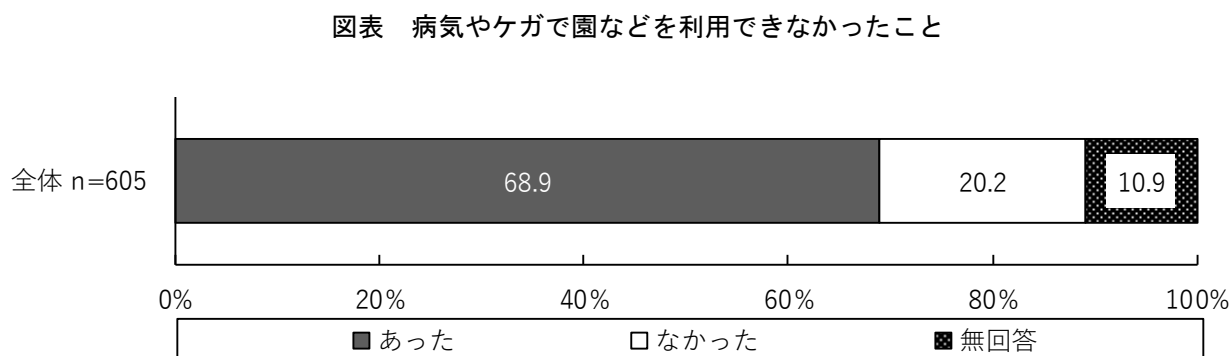
保育所と幼稚園が今後どのような関係になることが望ましいかについては、「保育所と幼稚園の区別がない施設を整備し、保育・教育が一体で受けられるようにする」が40.7%で最も高く、次いで「保育所と幼稚園が教育的な観点で連携し、同水準の保育・教育を行う」が38.0%、「現状のままでいい」が24.9%となっています。



④病児・病後児保育について

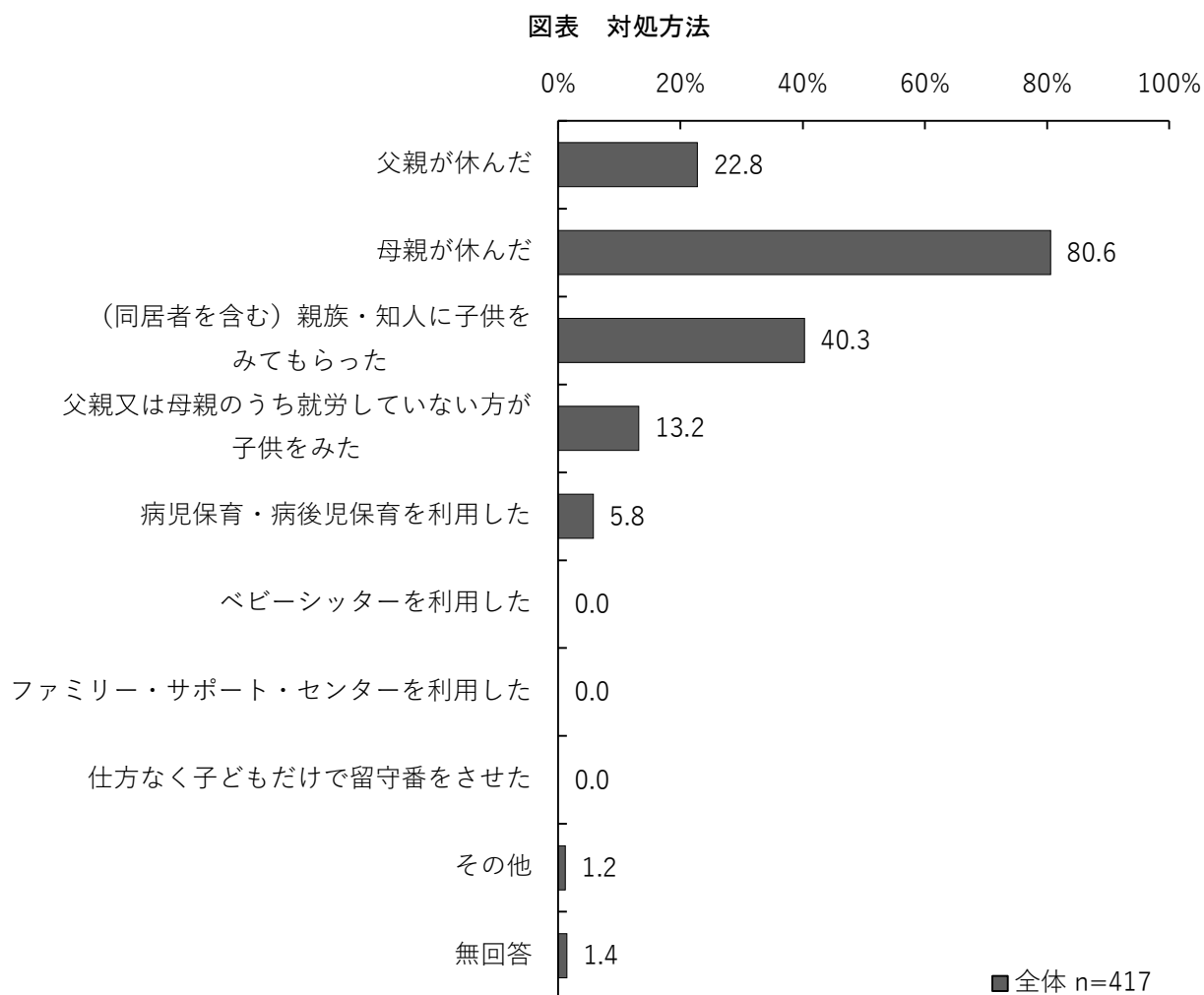
○病気やケガで園などを利用できなかったこと

この1年間に、お子さんの病気やケガで定期的に利用している事業が利用できなかった経験については、「あった」が68.9%、「なかった」が20.2%となっています。



○対処方法

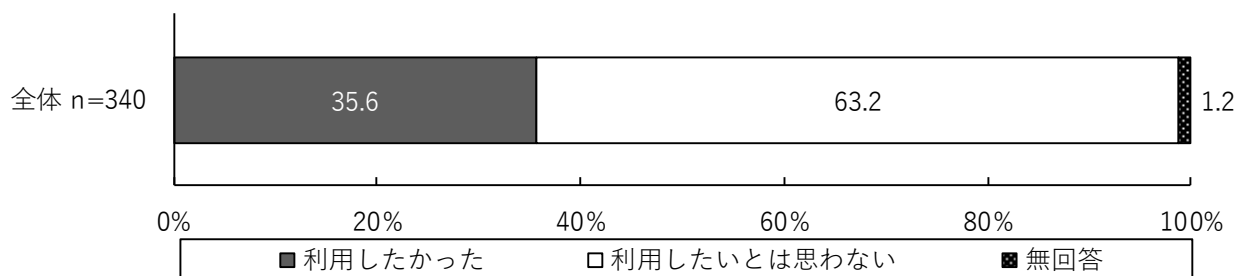
お子さんの病気やケガで定期的に利用している事業が利用できなかった場合における、この1年間の対処方法については、「母親が休んだ」が80.6%で最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子供をみてもらった」が40.3%、「父親が休んだ」が22.8%となっています。



○病児・病後児保育の利用

病児・病後児のための保育施設などの利用希望については、「利用したかった」が35.6%、「利用したいとは思わない」が63.2%となっています。

図表 病児・病後児保育の利用

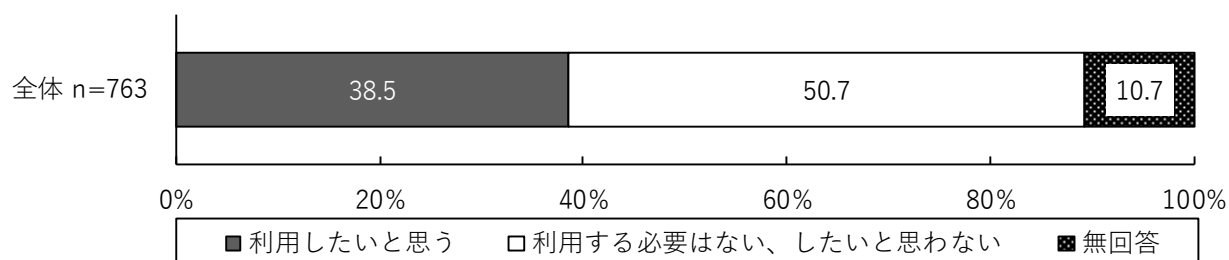


⑤不定期の一時預かりについて

○一時預かりの利用意向

私用などの目的での一時預かりの利用希望については、「利用したいと思う」が38.5%、「利用する必要はない、したいと思わない」が50.7%となっています。

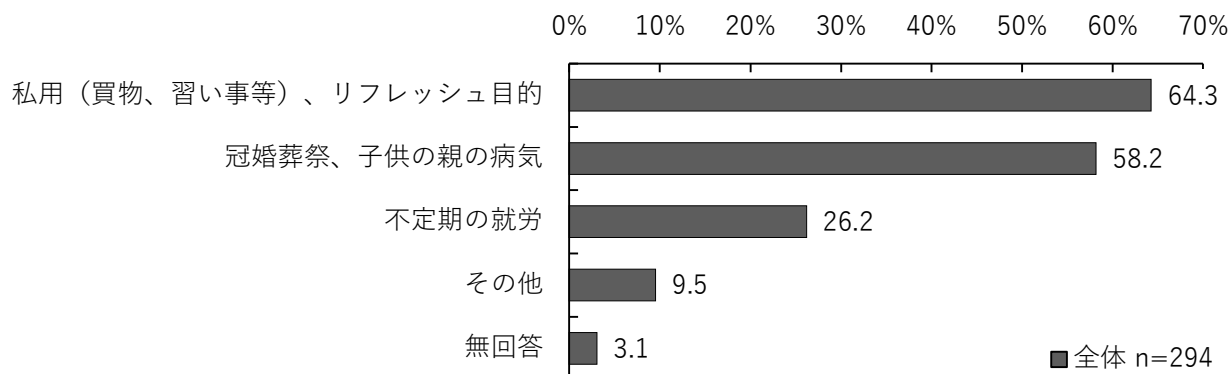
図表 一時預かりの利用意向



○一時預かりの利用理由

利用目的については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が64.3%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、子供の親の病気」が58.2%、「不定期の就労」が26.2%となっています。

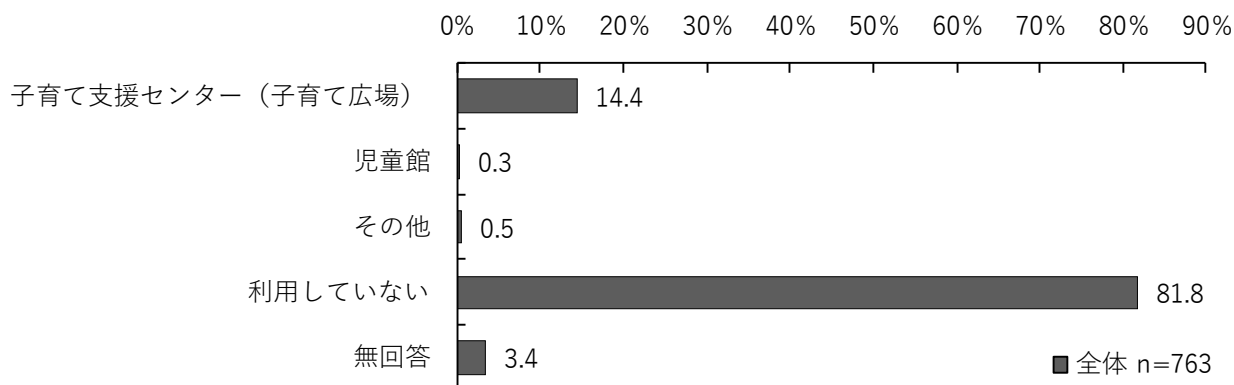
図表 一時預かりの利用理由



⑥子育て支援センター（子育て広場）や児童館の利用

子育て支援センター（子育て広場）や児童館の利用状況については、「利用していない」が81.8%で最も高く、次いで「子育て支援センター」を利用している割合が14.4%、「その他」を利用している割合が0.5%となっています。

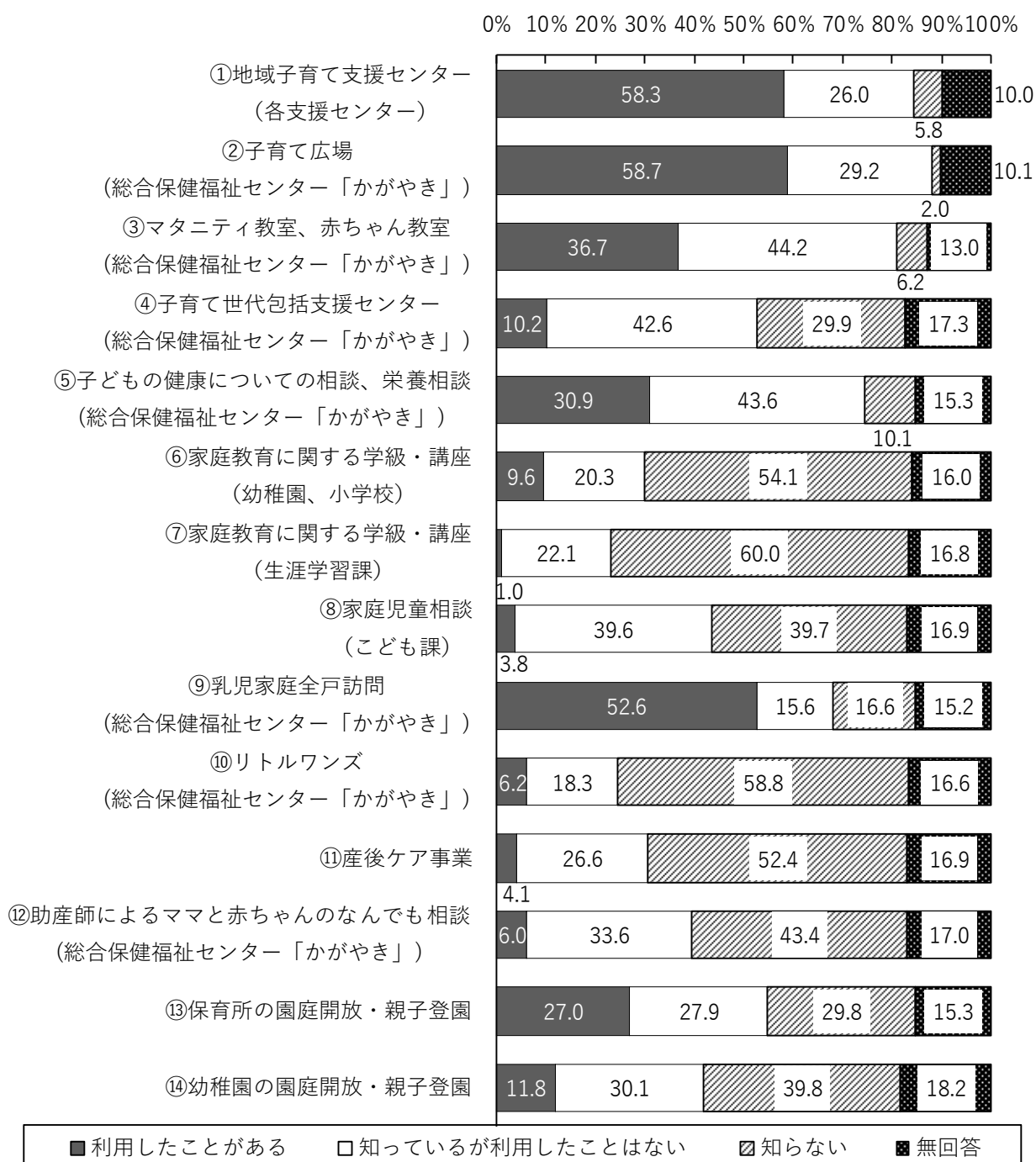
図表 子育て支援センター（子育て広場）や児童館の利用



⑦子育て関連サービスや認知度

市の事業やサービスの利用・認知状況について、「利用したことがある」の割合は、「②子育て広場（総合保健福祉センター「かがやき」）」が58.7%で最も高く、次いで「①地域子育て支援センター（各支援センター）」が58.3%、「⑨乳児家庭全戸訪問（総合保健福祉センター「かがやき」）」が52.6%となっています。なお、「知らない」の割合は、「⑦家庭教育に関する学級・講座（生涯学習課）」が60.0%で最も高く、次いで「⑩リトルワンズ（総合保健福祉センター「かがやき」）」が58.8%、「⑥家庭教育に関する学級・講座（幼稚園、小学校）」が54.1%となっています。

図表 子育て関連サービスや認知度

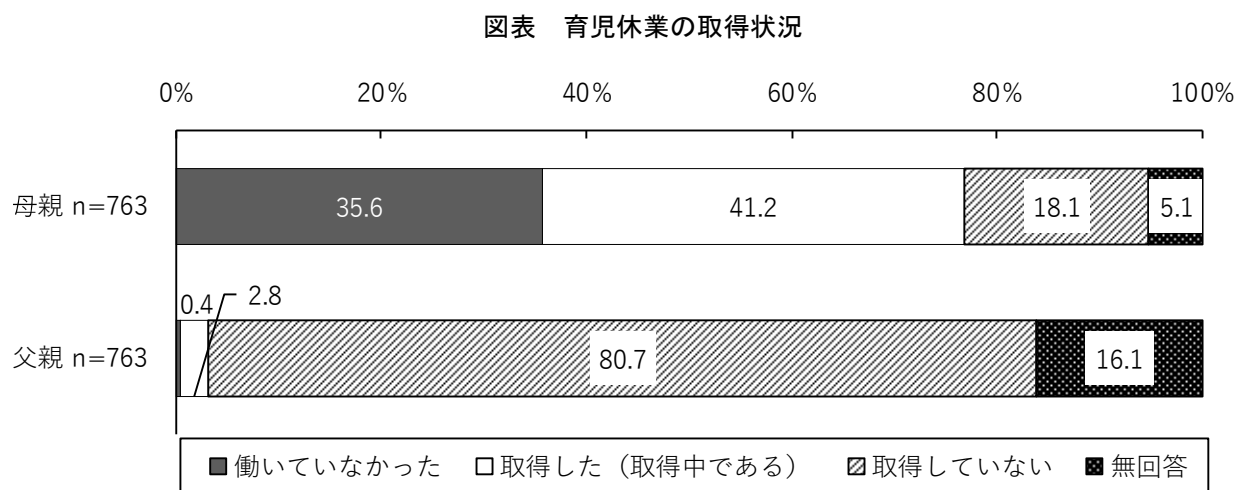


⑧子育てと仕事の両立について

○育児休業の取得状況

育児休業の取得状況については、母親は「取得した（取得中である）」が41.2%で最も高く、次いで「働いていなかった」が35.6%、「取得していない」が18.1%となっています。

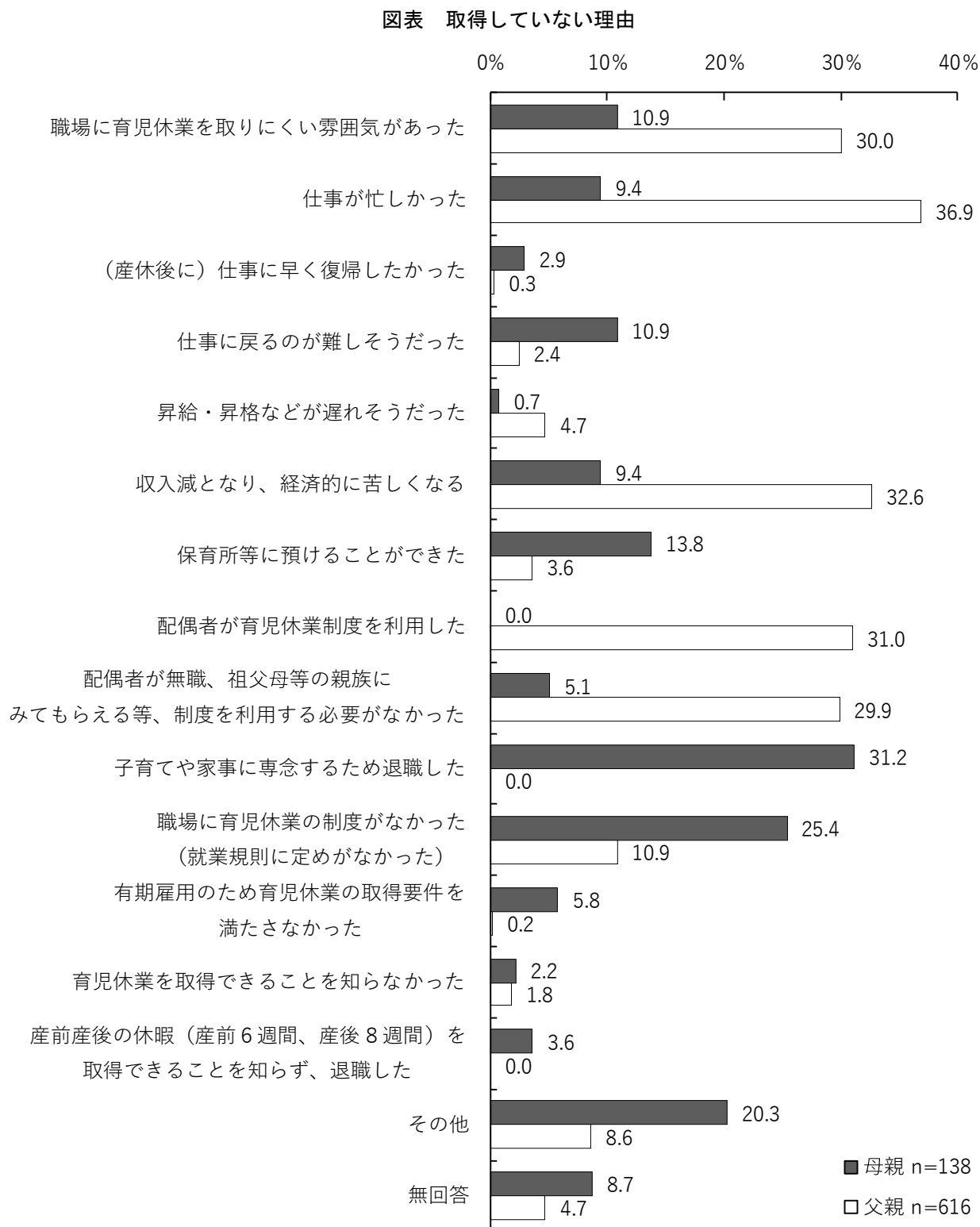
父親は「取得していない」が80.7%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が2.8%、「働いていなかった」が0.4%となっています。



○取得していない理由

育児休業を取得していない理由については、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が31.2%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が25.4%、「その他」が20.3%となっています。

父親は「仕事が忙しかった」が36.9%で最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32.6%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が31.0%となっています。

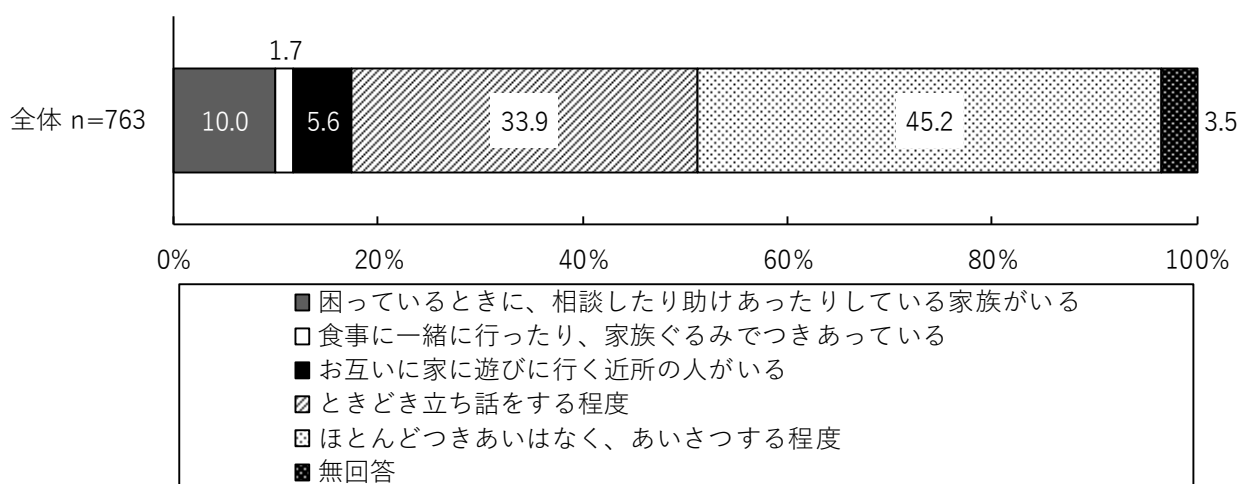


⑨子育てと地域社会について

○となり近所とのおつきあい

となり近所とのおつきあいの状況については、「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が45.2%で最も高く、次いで「ときどき立ち話をする程度」が33.9%、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が10.0%となっています。

図表 となり近所とのおつきあい

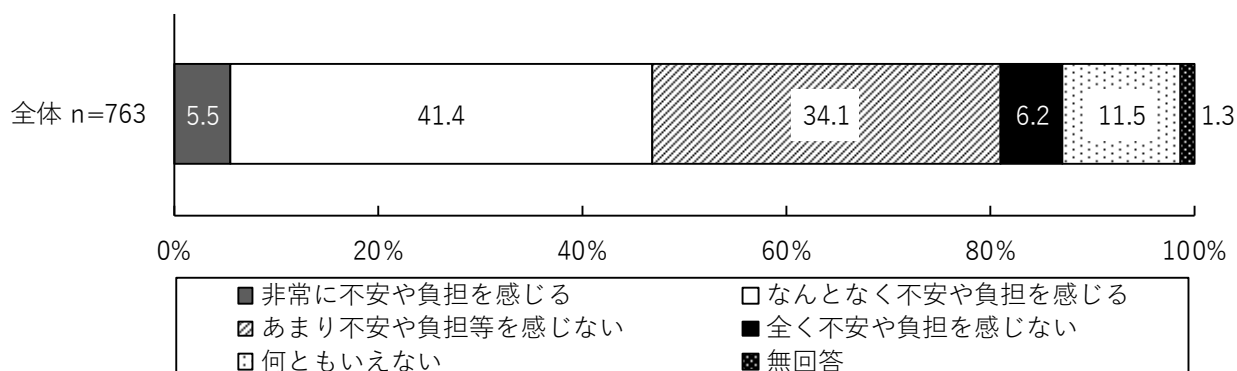


○子育てについて日頃どう感じているか

子育てについて日頃どう感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」が41.4%で最も高く、次いで「あまり不安や負担を感じない」が34.1%、「何もいえない」が11.5%となっています。

「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』の割合は46.9%で、「全く不安や負担を感じない」と「あまり不安や負担を感じない」を合わせた『不安や負担を感じない』の割合（40.3%）より、6.6ポイント高くなっています。

図表 子育てについて日頃どう感じているか

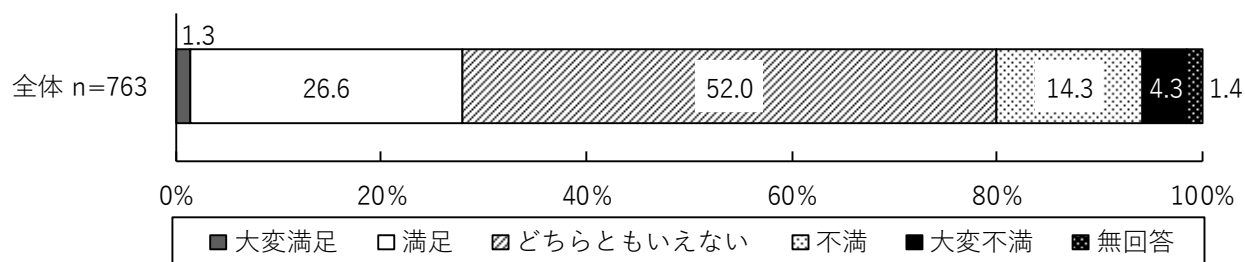


○子育ての環境や支援への満足度

市の子育ての環境や支援への満足度については、「どちらともいえない」が52.0%で最も高く、次いで「満足」が26.6%、「不満」が14.3%となっています。

「大変満足」と「満足」を合わせた『満足度が高い』の割合は27.9%で、「大変不満」と「不満」を合わせた『満足度が低い』の割合（18.6%）より、9.3ポイント高くなっています。

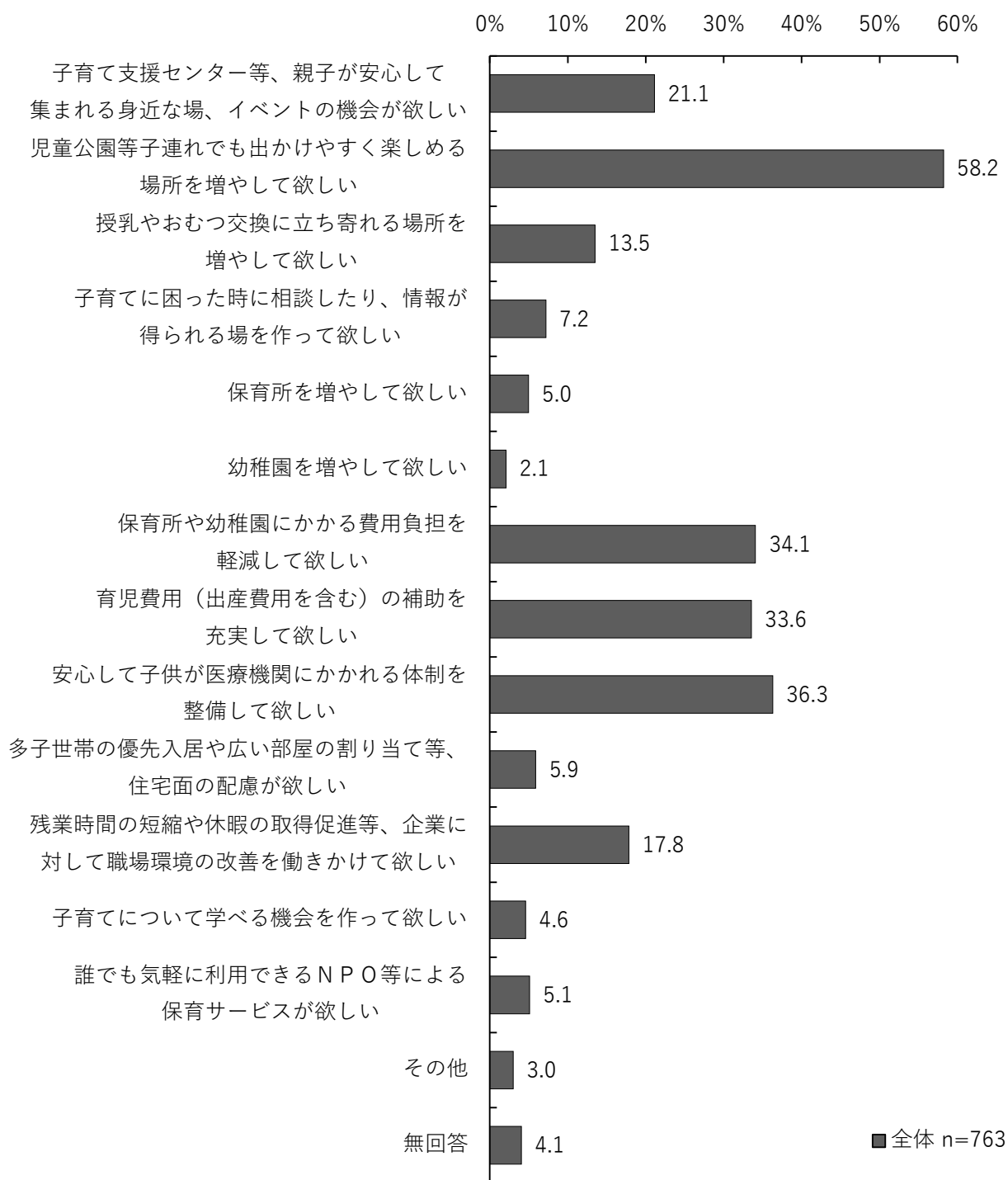
図表 子育ての環境や支援への満足度



⑩市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと

市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「児童公園等子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が58.2%で最も高く、次いで「安心して子供が医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が36.3%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が34.1%となっています。

図表 市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと



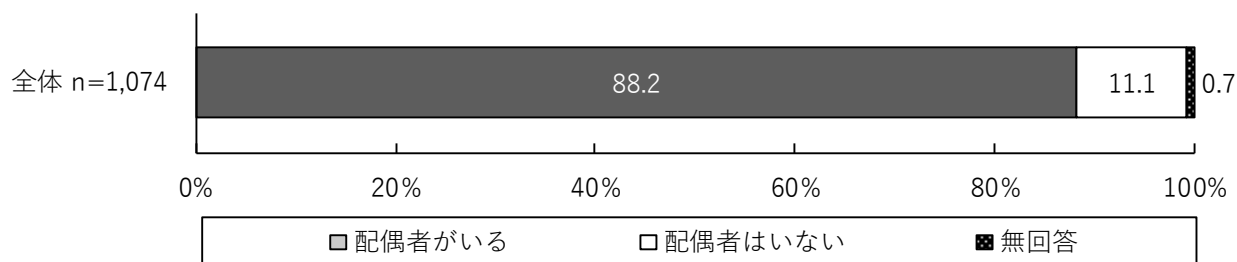
(3) 小学生調査結果の概要

①子供と家族の状況

○配偶者の有無（ひとり親世帯）

回答者の配偶者の有無については、「配偶者がいる」が88.2%、「配偶者はいない」が11.1%となっています。

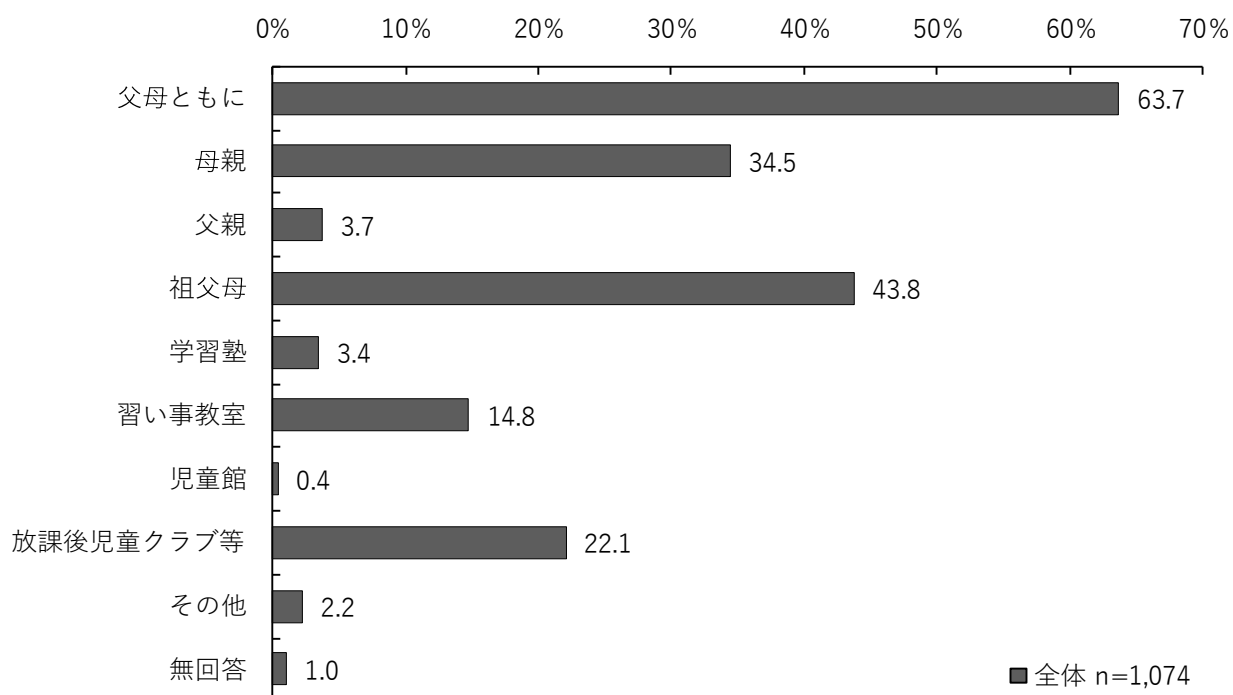
図表 配偶者の有無



○子供をみてもらえる人

お子さんの子育てに、日常的に関わっている方(施設)については、「父母ともに」が63.7%で最も高く、次いで「祖父母」が43.8%、「母親」が34.5%となっています。

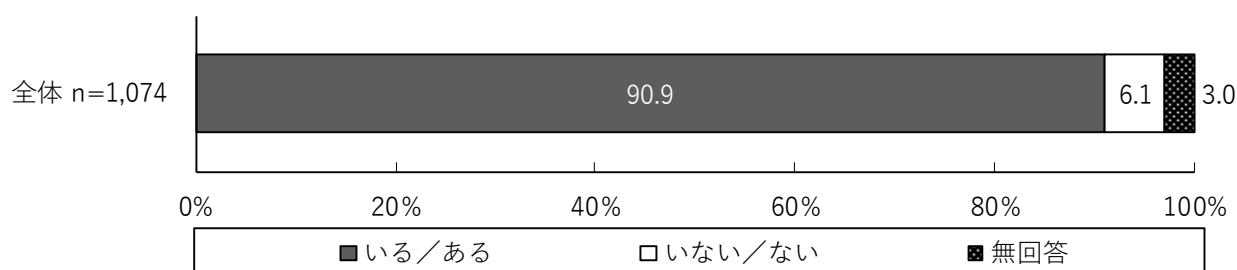
図表 子供をみてもらえる人



○子育てについて気軽に相談できる人

子育てについて気軽に相談できる人または場所の有無については、「いる／ある」が90.9%、「いない／ない」が6.1%となっています。

図表 子育てについて気軽に相談できる人



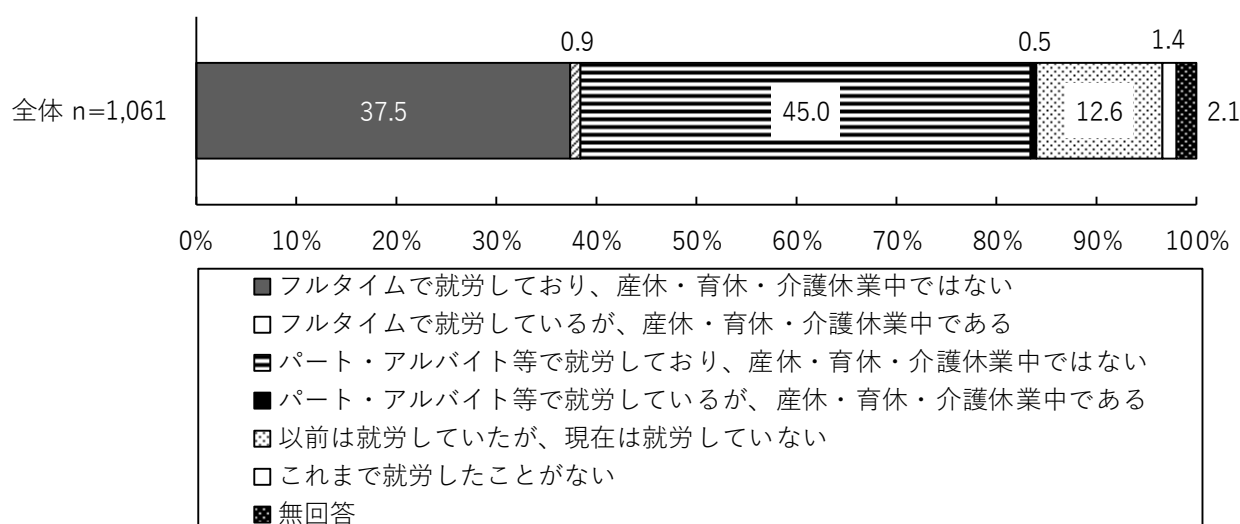
②保護者の就労状況

○母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.0%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.6%となっています。

学年区分でみると、就労している方（フルタイム、パート・アルバイトなどで就労、休業中含む）の割合は、低学年で80.1%なのに対し、高学年は86.8%となっています。

図表 母親の就労状況



図表 母親の現在の就労状況（学年区分・地域別）

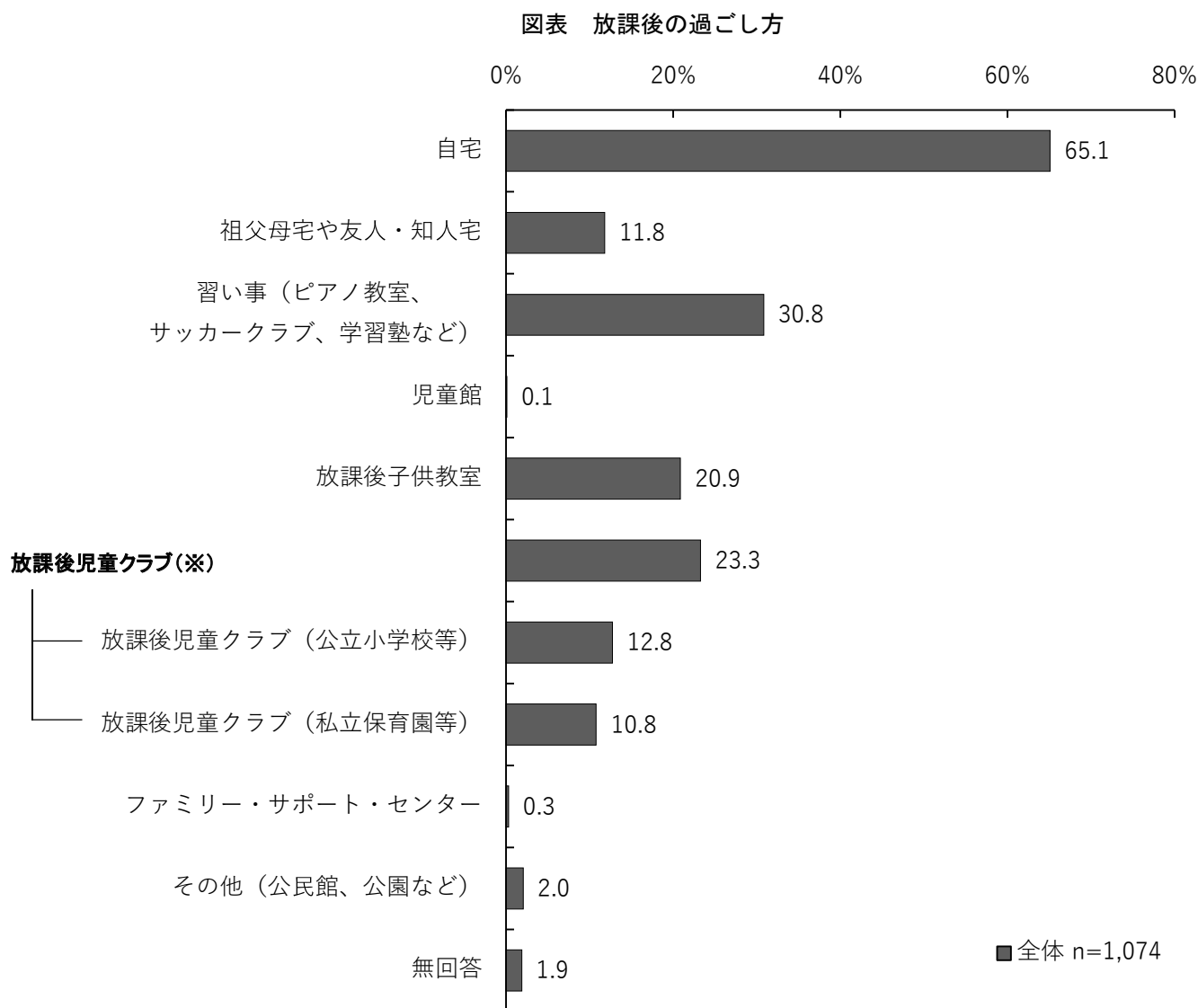
単位 上段：回答者数（人），下段：構成比（％）

			フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
回答者全体		1,061	398	10	477	5	134	15	22
		100.0	37.5	0.9	45.0	0.5	12.6	1.4	2.1
学年区分	低学年	373	137	3	156	3	61	8	5
		100.0	36.7	0.8	41.8	0.8	16.4	2.1	1.3
	高学年	680	261	7	320	2	73	6	11
		100.0	38.4	1.0	47.1	0.3	10.7	0.9	1.6
地域別	大宮	742	273	7	337	4	106	6	9
		100.0	36.8	0.9	45.4	0.5	14.3	0.8	1.2
	山方	128	49	2	62	0	8	5	2
		100.0	38.3	1.6	48.4	0.0	6.3	3.9	1.6
	美和	59	18	0	28	0	11	1	1
		100.0	30.5	0.0	47.5	0.0	18.6	1.7	1.7
	緒川	61	29	0	23	0	4	3	2
		100.0	47.5	0.0	37.7	0.0	6.6	4.9	3.3
	御前山	62	29	1	24	1	5	0	2
		100.0	46.8	1.6	38.7	1.6	8.1	0.0	3.2

③放課後等の過ごし方

○放課後の過ごし方

放課後の過ごし方については、「自宅」が65.1%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30.8%、「放課後児童クラブ（公立小学校等）」と「放課後児童クラブ（私立保育園等）」のいずれかを選択した『放課後児童クラブ（※）』が23.3%となっています。



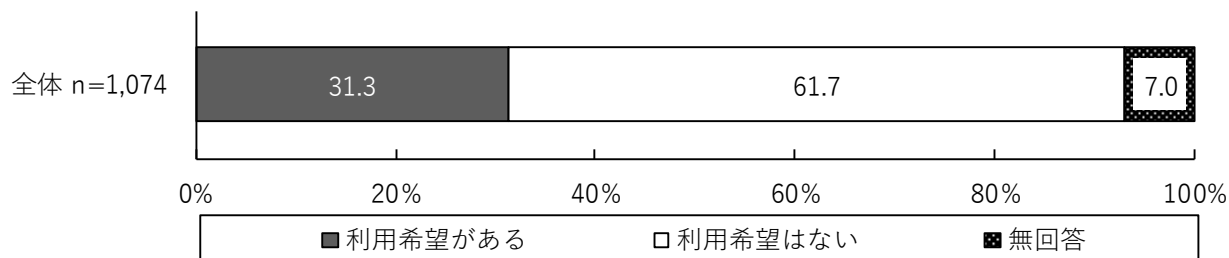
※放課後児童クラブ（※）：放課後児童クラブ（公立小学校等）、放課後児童クラブ（私立保育園等）のいずれかまたは両方を選択した割合

○放課後児童クラブの利用意向

■平日

放課後児童クラブに関する平日の利用希望については、「利用希望がある」が31.3%、「利用希望はない」が61.7%となっています。

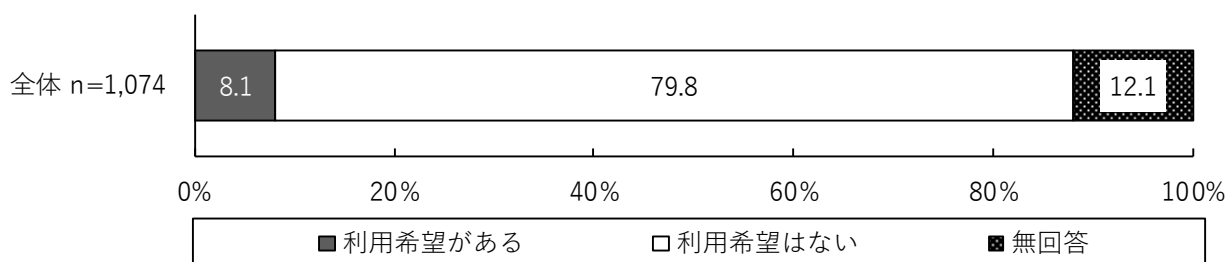
図表 平日



■土曜日

放課後児童クラブに関する土曜日の利用希望については、「利用希望がある」が8.1%、「利用希望はない」が79.8%となっています。

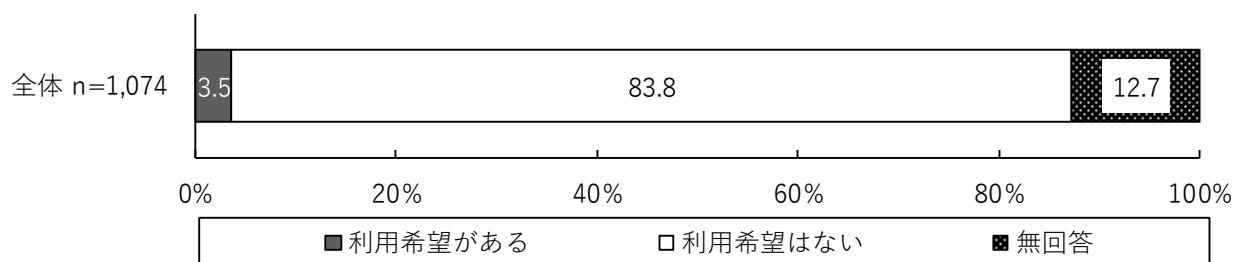
図表 土曜日



■日曜日・祝日

放課後児童クラブに関する日曜日・祝日の利用希望については、「利用希望がある」が3.5%、「利用希望はない」が83.8%となっています。

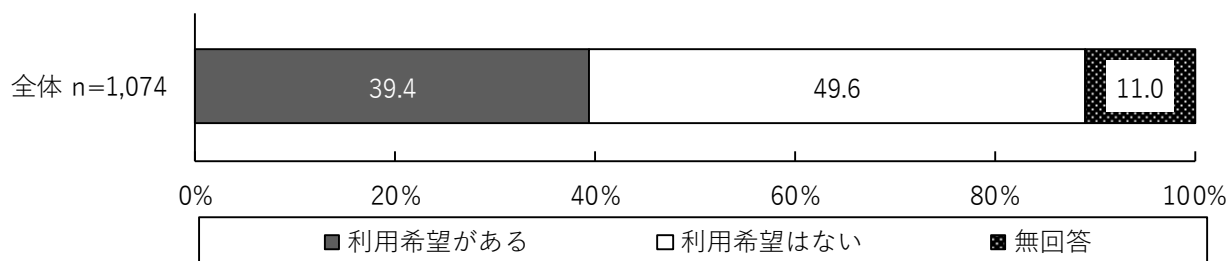
図表 日曜日・祝日



■夏休み・冬休みなどの長期休暇中

放課後児童クラブに関する夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望については、「利用希望がある」が39.4%、「利用希望はない」が49.6%となっています。

図表 夏休み・冬休みなどの長期休暇中

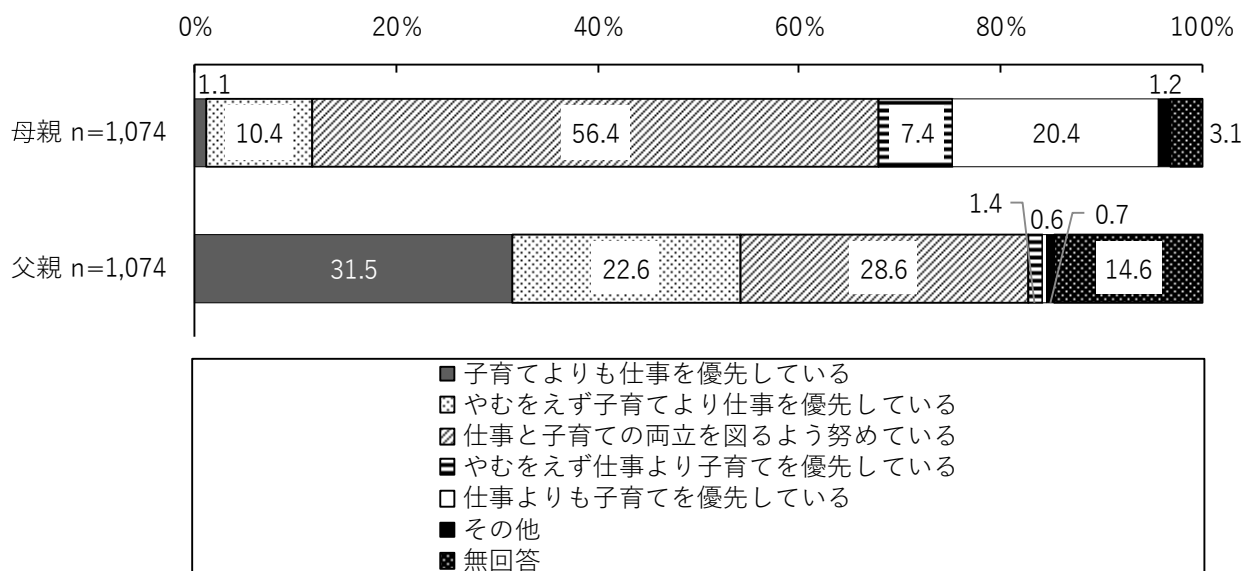


④子育てと仕事の両立について

仕事と子育てに関する保護者の状況については、母親は「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が56.4%で最も高く、次いで「仕事よりも子育てを優先している」が20.4%、「やむをえず子育てより仕事を優先している」が10.4%となっています。

父親は「子育てよりも仕事を優先している」が31.5%で最も高く、次いで「仕事と子育ての両立を図るよう努めている」が28.6%、「やむをえず子育てより仕事を優先している」が22.6%となっています。

図表 子育てと仕事の両立について

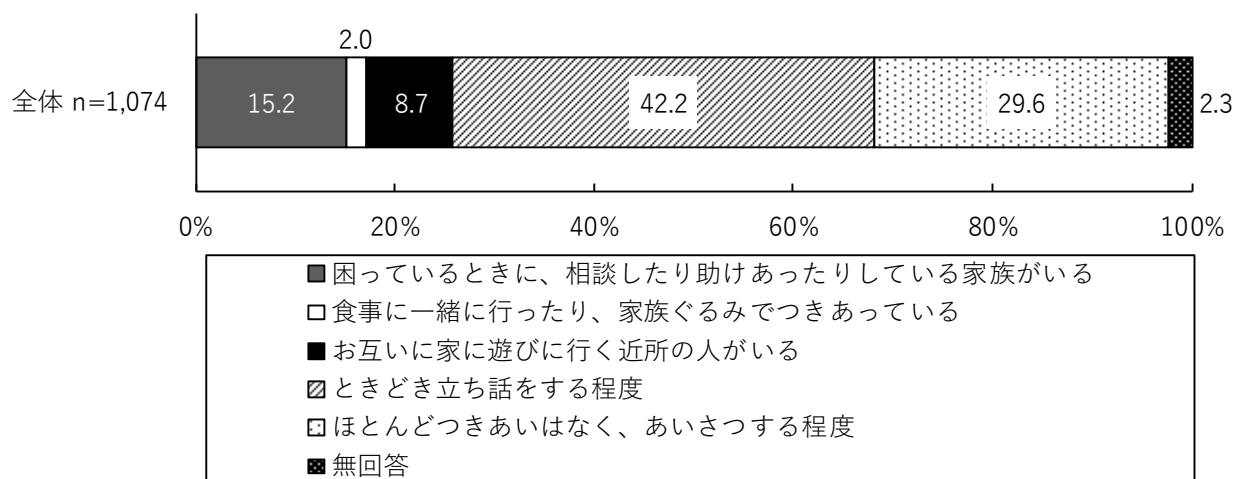


⑤子育てと地域社会について

○となり近所とのおつきあい

となり近所とのおつきあいの状況については、「ときどき立ち話をする程度」が42.2%で最も高く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が29.6%、「困っているときに、相談したり助けあったりしている家族がいる」が15.2%となっています。

図表 となり近所とのおつきあい

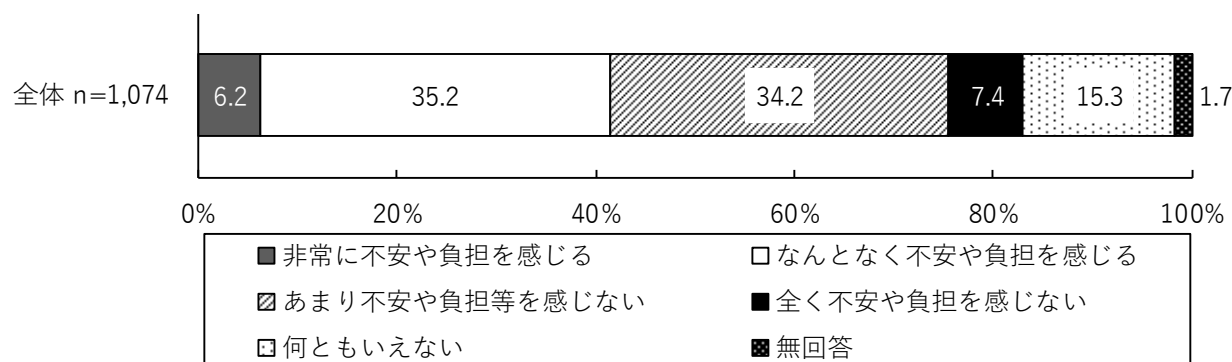


○子育てについて日頃どう感じているか

子育てについて日頃どう感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」が35.2%で最も高く、次いで「あまり不安や負担を感じない」が34.2%、「何ともいえない」が15.3%となっています。

「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』の割合は41.4%で、「全く不安や負担を感じない」と「あまり不安や負担を感じない」を合わせた『不安や負担を感じない』の割合（41.6%）より、0.2ポイント低くなっています。

図表 子育てについて日頃どう感じているか

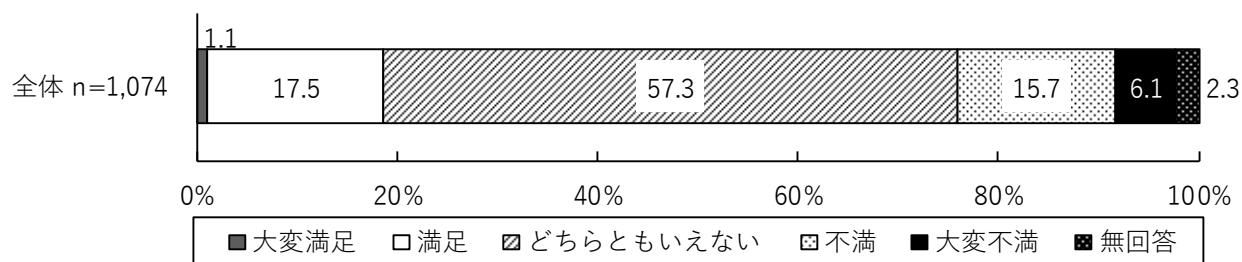


○子育ての環境や支援への満足度

市の子育ての環境や支援への満足度については、「どちらともいえない」が57.3%で最も高く、次いで「満足」が17.5%、「不満」が15.7%となっています。

「大変満足」と「満足」を合わせた『満足度が高い』の割合は18.6%で、「大変不満」と「不満」を合わせた『満足度が低い』の割合（21.8%）より、3.2ポイント低くなっています。

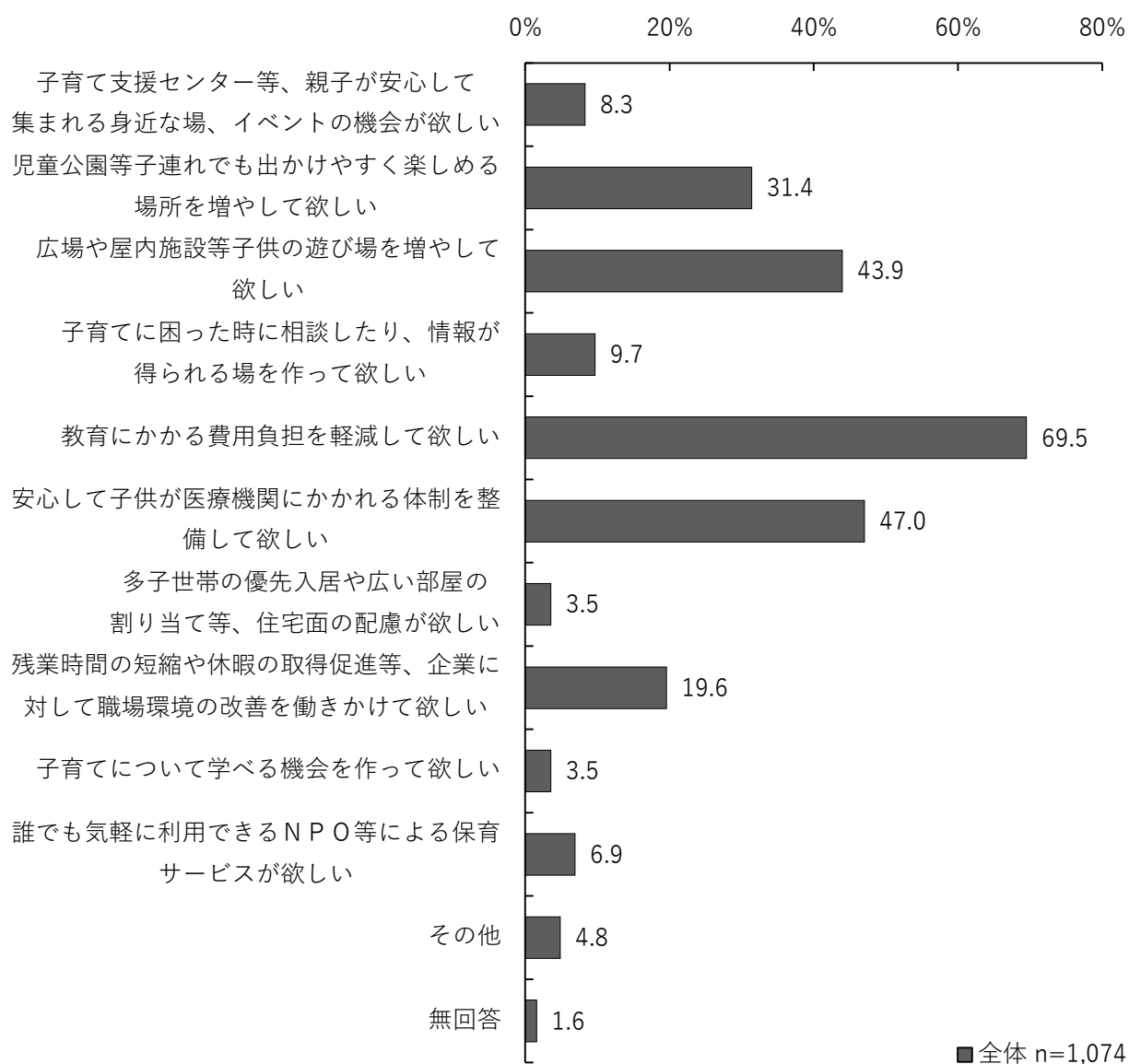
図表 子育ての環境や支援への満足度



⑥市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと

市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「教育にかかる費用負担を軽減して欲しい」が69.5%で最も高く、次いで「安心して子供が医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が47.0%、「広場や屋内施設等子供の遊び場を増やして欲しい」が43.9%となっています。

図表 市の子育て支援施策に期待すること・重要なこと



2 常陸大宮市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、常陸大宮市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、児童福祉その他市が実施する子どもに関する施策について調査審議する。

(組織)

第 4 条 会議は、20 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 会議に、委員の互選により会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する部署において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 会議の委員の委嘱等に係る手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 委員名簿

	氏 名	選出区分	役 職 名 等	備 考
1	眞崎 由香	学識経験者	茨城キリスト教大学 講師	副会長
2	佐藤 隆男		常陸大宮市区長会会長	
3	菊池 美穂	保護者代表 (市 民)	大宮幼稚園PTA会長	
4	木村 桂子		野上保育園保護者代表	
5	大金 千尋		美和保育所保護者会会長	
6	五位淵 耕一		緒川げんき保育園保護者会会長	
7	山口 乃布衣		御前山認定こども園保護者代表	
8	野上 保	保育関係者	常陸大宮市民間保育園連絡協議会会長	
9	小橋 達也		ひまわり保育園長	
10	小室 美智子	福祉関係者	前常陸大宮市主任児童委員連絡会委員長	会 長
11	関 多恵子		常陸大宮市手をつなぐ育成会会長	
12	後藤 直美	子育て支援関係者	大宮聖愛保育園長	
13	根本 正人	企業関係者	水戸北部中核工業団地連絡協議会会長	
14	仁平 誠	労働関係者	連合茨城常陸野地域協議会水郡地区協議会幹事長	
15	壺井 燈子	教育関係者	若草幼稚園長	
16	川又 寛実		常陸大宮市校長会会長	
17	大町 隆		常陸大宮市教育部長	
18	海老根 恵子	保健関係者	常陸大宮市健康推進課保健師	
19	綿引 義久	市関係者	常陸大宮市副市長	
20	茅根 正憲		常陸大宮市教育長	

第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画

発 行 日：令和2年3月

発 行：茨城県常陸大宮市

〒319-2292

茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

電話：0295-52-1111（代表）

企画・編集：保健福祉部 こども課



常陸大宮市